

令和4年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和4年3月22日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第7 第2号議案 幸田町ひと・しごと交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第3号議案 幸田町多文化共生拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第5号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第6号議案 幸田町消防団条例の一部改正について
- 第7号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第8号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第9号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
- 第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
- 第11号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
- 第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
- 第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算
- 第19号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第20号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第21号議案 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第22号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第23号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
- 第24号議案 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
- 第25号議案 令和4年度幸田町水道事業会計予算
- 第26号議案 令和4年度幸田町下水道事業会計予算
- 陳情第1号 公益社団法人幸田町シルバー人材センターに対する支援を求める陳情
- 日程第3 議員提出議案第1号 インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる特例措置を求める意見書の提出について
- 日程第4 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議
- 日程第5 第27号議案 幸田町教育委員会教育長の任命について
- 日程第6 第28号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

- 第29号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第30号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
第31号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第6号）
第32号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第4号）

日程第7 閉会中の常任委員会および議会運営委員会の継続審査・調査の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参事（開発担当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
事業調整監兼建設部長 羽 根 洵 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上下水道部長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

令和4年3月9日開催の予算特別委員会におきます要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、9番 稲吉照夫君、10番 杉浦あきら君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、第2号議案から第12号までの11件、第18号議案の修正案1件、第18号議案から第26号議案までの9件及び陳情1件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

10番、杉浦君。

〔10番 杉浦あきら君 登壇〕

○10番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

総務教育委員会審査結果報告書

令和4年3月22日

議長 足立初雄様

委員長 杉浦あきら

令和4年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第2号 幸田町ひと・しごと交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
幸田町ひと・しごと交流施設を設置するに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第3号 幸田町多文化共生拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
幸田町多文化共生拠点施設を設置するに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第4号 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

非常勤職員の育児休暇及び部分休暇の取得要件の緩和、育児休業に関する任命権者が講ずべき措置等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第5号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について

尾張旭市長久手市衛生組合が、令和4年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて協議する必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第6号 幸田町消防団条例の一部改正について

消防団員に支給する報酬及び費用弁償の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

会計年度任用職員の報酬の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔10番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

令和4年3月22日

議長 足立初雄様

委員長 丸山千代子

令和4年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第8号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第9号 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について

法定外公共用物の占用料及び採取料の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 幸田町道路占用料条例の一部改正について

道路の占用料の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について

新たに深溝里地区整備計画区域及び須美前山工業団地地区整備計画区域を定めることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第12号 町道路線の認定及び廃止について

道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第1号 公益社団法人幸田町シルバー人材センターに対する支援を求める陳情

衆議院議長、参議院議長及び国等に対し、インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる特例措置の実施を求める意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、藤江君。

〔15番 藤江 徹君 登壇〕

○15番（藤江 徹君） おはようございます。

予算特別委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書

令和4年3月22日

議長 足立初雄様

委員長 藤江 徹

令和4年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第18号 令和4年度幸田町一般会計予算（修正案）

第1条、歳入歳出予算2,599万9,000円減額。賛成少数をもって修正案を否決すべきものと決した。

第18号 令和4年度幸田町一般会計予算（原案）

第1条、歳入歳出予算194億円。第2条、地方債。第3条、一時借入金、最高額10億円。第4条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第19号 令和4年度幸田町土地取得特別会計予算

第1条、歳入歳出予算10億7,498万8,000円。土地取得費。第2条、地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第20号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第1条、歳入歳出予算33億6,277万5,000円。国民健康保険運営費。第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第21号 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第1条、歳入歳出予算5億9,140万3,000円。後期高齢者医療運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第22号 令和4年度幸田町介護保険特別会計予算

第1条、歳入歳出予算22億118万円。介護保険運営費。第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第23号 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算

第1条、歳入歳出予算9,233万1,000円。幸田駅前土地区画整理事業運営費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第24号 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第1条、歳入歳出予算3億7,886万円。農業集落排水事業運営費。第2条、債務負担行為。第3条、地方債。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第25号 令和4年度幸田町水道事業会計予算

第1条、総則、第2条、業務の予定量、(1)給水戸数1万6,750戸、(2)年間総給水量504万1,000立米、(3)1日平均給水量、1日当たり1万3,811立米、(4)主な建設改良事業、配水施設建設費3,331万2,000円、配水施設整備改良費4億1,547万2,000円。第3条、収益的収入及び支出、収入8億8,174万9,000円。支出7億8,660万円。第4条、資本的収入及び支出。収入1億2,877万2,000円。支出4億5,880万7,000円。第5条、一時借入金、限度額1億円。第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。職員給与費8,566万5,000円。第8条、他会計からの補助金1,000円。第9条、棚卸資産購入限度額1,146万3,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第26号 令和4年度幸田町下水道事業会計予算

第1条、総則、第2条、業務の予定量、(1)水洗化人口3万人、(2)年間総排水量292万立米、(3)1日平均排水量、1日当たり8,000立米、(4)主な建設改良事業、管路建設費3億4,270万6,000円。第3条、収益的収入及び支出。収入7億1,949万円。支出7億1,919万3,000円。

第4条、資本的収入及び支出、収入5億5,516万2,000円。支出6億2,707万円。第5条、企業債、公共下水道事業、限度額8,950万円。流域下水道事業、限度額2,780万円。第6条、一時借入金、限度額1億円。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。職員給与費5,164万5,000円。第9条、他会計からの補助金1億6,309万8,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

[15番 藤江 徹君 降壇]

○議長（足立初雄君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 以上で、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案20件、第18号議案の修正案1件及び陳情1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

5番、伊澤君。

[5番 伊澤伸一君 登壇]

○5番(伊澤伸一君) おはようございます。

第2号議案及び第18号議案に対して、反対の立場から討論を行います。

第2号議案 幸田町ひと・しごと交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

築100年以上の古民家を所有者が構造補強を行い、その後に町がその他工事の一切を行い、公共施設として供用するというものであります。本件については、稲吉議員と共に関連予算を削除する修正動議を予算特別委員会に提出し、賛成少数で否決をされました。第2号議案に反対する詳しい理由等につきましては、後ほど修正動議に対する討論で行うことといたしまして、この場では主な点について意見を申し上げることといたします。

この施設の最大の問題は、本当に必要があつて作られた施設であつたのかどうか、甚だ疑問である点であります。

中日新聞で、令和3年2月19日に報道がされ、私たちも含めた多くの町民が初めて知ったときには、所有者が構造補強に着手をされておりました。本施設についての地元荻区への説明会が行われたのは、令和3年8月21日であります。新聞報道から半年以上が経過しています。出席者から説明会が遅れた理由を問われ、目的、利用方法などが定まっておらず説明できる段階になかったと釈明されています。設置目的も決まらないまま予算がつけられたのでしょうか。利用方法もまとまらないままに改修計画が立てられたのでしょうか。いまだかつて、何も決まらないまま見切り発車したこのような事業は見たことも聞いたこともありません。そして、設置条例が議案となった今でも、お試し期間3カ月を設けることこそが、条例提案の今になっても目的と利用方法が固まっていないことを証明しています。供用を開始されても、支持される町民が多くなるとは思われません。とはいっても、工事が終わる、今、元に戻すことはできません。泥縄的に作られた仕組みがうまく機能するかどうか、最良の使い道としての提案なのか、管理も直営がよいのか、あるいは民間の提案も取り入れた指定管理がよいのか、もう少し検討さ

れてから提案されるべきであると申し上げます。建物工事が終わった以上、反対ばかりしているわけにもまいりません。不本意ではありますが、このことについては納得できるプランが示されたときには賛成しなければならないと思っておりますが、現在のまま見切り発車のような条例の内容では賛成することはできません。

次に、第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算について討論いたします。

まず最初に、予算特別委員会で私がお願いした借地に関する資料が、正式に要求されていないとの理由で提出されませんでした。借地問題は、今までは払い続けなければならない借地料に主眼が置かれてきたように思います。その借地契約が相続やトラブルにより将来に大きな負担をかける可能性があることを、議会と理事者が認識を共有するためには、進んで提供されるべきものだと思っております。その点で誠に残念であると申し上げます。

令和4年度一般会計予算は、過去最高の194億円の予算であります。内容を見ていくと、歳入ではふるさと寄附金を前年度額の28億円見込みながら、貯金に当たる財政調整基金から11億3,972万2,000円を繰り入れることで収支を合わせています。実際には決算時には、例年5億円程度の繰越金が計上額よりも多く出ていますので、取崩し額は最終的には6億円ほどで済むと思われれます。そうであっても、これを数年続けると基金は底をつきます。借地解消などのどうしても今やるべき事業ばかりならばやむを得ないと思うわけですが、歳出予算を見ると、基金を取り崩してまでやるべき事業が甚だ疑問なものが散見されます。

義務的経費の最たるものが人件費です。国・県などへの派遣職員は10人に及び、そのうち派遣先から人件費が補填されるのは3名分のみで、7人分は町の負担であると予算特別委員会質疑で明らかにされました。

職員派遣は大きく2点の問題があります。

1点目は、商工会への課長級職員の派遣であります。公益法人等への職員の派遣については、平成12年の法律改正により、条例で定めることにより職員が公務員としての身分を保持したまま派遣できるようになりました。それまでは、派遣される者は退職しなければ派遣できなかったことから、法改正が行われたものであります。そのときの自治省、行政局、公務員局長通知が取扱いについて通知を出しています。まず給与については、派遣職員は地方公共団体の職務に従事しないことから、地方公共団体は派遣職員に対する給与を支給しないことが原則であることと明確に示されています。さらに定数上の取扱いについては、定数条例上は定数外の職員として取り扱うことができるものであるが、派遣職員の定員管理を明確化する観点から定数内として取り扱うことや、定数外とする場合であっても条例でその旨を規定することが望ましいと書かれています。この通知をそのまま適用すると、少なくとも商工会への派遣職員への給与支給は原則を逸脱し、条例に定数外とする根拠条文がないので、定数外とすることは不適切ということになります。本件の経緯については、両トップの密室会談で決められ、商工会の役職員及び町の担当職員ですら知らされないうちに決まったことが明らかになっております。違法性すらあるような形での派遣が決められて、さらさらと進んでいくことが不思議でなりません。

2点目は、国等への派遣職員を職員定数条例で定数外としている自治体は近隣ではありません。その結果どうなったのでしょうか。先ほど指摘したように、総勢10人まで増えています。5年前は3人でありますので、異常な増え方であります。悪い言い方をすれば、町から給与をもらいながら、町の仕事をしていない職員が増え続けていることとなります。一方、新型コロナウイルス対策や次から次に出される町長特命への対応などで、職員は多忙を極め疲れ切っています。義務的経費である人件費は容易に削れません。派遣をやめて、職員が不足している職場に配置すべきであります。

次に、集会所整備で従来のルールが無視をされ、進められようとしています。旧甲田薬局の改修は、まさに公平を欠く事業と言えます。安全上の問題で、危険な構造物を所有者である町が撤去するのは当然です。使われていない建物なので、貸与することもいいでしょう。問題なのは、主要公共施設以外で特定の区が集会のために使う、そのための改修費を町が丸抱えで行うことは異例であります。聞くところによると、主な工事は下水道接続とエアコン工事とのことであります。浄化槽は見方を変えれば、マンホールトイレの機能があります。エアコンも使われなくなってから、それほど年数もたっていないと聞きました。居抜きで貸してあげるからどうぞと言え、地元が工夫されるのではないのでしょうか。各地区には集会施設として地元が作り、維持管理費全てを地元持ちの施設がたくさんあります。公平性が損なわれることを行ってはなりません。

藤田医科大学岡崎医療センター行き直行タクシーは、公平性、費用対効果、必要性すら疑問であります。タクシーで送迎したほうがはるかに安価で済むにもかかわらず、社会実験名目で3年間続けて行われます。相見駅は、北部地域の住民が町外へ移動するための施設として多額の町費を投入して作られたものであります。藤田医科大学岡崎医療センターが公共交通機関を利用して行くのに不便な場所でしょうか。岡崎駅からは名鉄バスが定期的に運行しています。藤田医科大学に異例かつ破格な便宜を図るこの事業こそ見直されるべきであります。

さらに将来への大きな負の債務となる借地解消への取組がないだけにとどまらず、新たに空き家に対して今後10年間以上のランニングコストが発生します。空き家関連予算の内訳を見る限り、最小の経費で最大の効果が得られるように十分な検討が行われたとは思われません。借地がひとたびこじれると、その解決と代替施設の整備で億単位の予算が必要となることを身をもって知らされたばかりであります。学校や保育所、運動場などの用地として借りている土地は、借地を解消したら即座に原形復旧して返還しなければなりません。代替施設も作らなければなりません。返還を避けるために裁判に訴えても、100%負けます。ロケツアーリズムや奥三河町村交流、多くの職員を連れて行われる道の駅などの視察は、借地解消よりも優先される事業とは思われません。真剣に借地解消に取り組まれますようお願いをいたします。

もう一つが、長嶺北部地区医療ゾーン構想を初めとした福祉施策への対応であります。大草広野地区の福祉施設関連で、5億円を目標として基金を積み立てるとの説明を受けました。当初予算には利息分のみが計上されているだけです。目的基金は計画的に積み立てるべきであります。公共施設の大部分を占める文教福祉施設の多くが建築から40年を迎えています。公共施設総合管理計画についても見直しすべき時期に来ています。

改定に向けての調査費が計上されていなければなりません。

るる申し上げてきましたが、個人町民税以上のふるさと納税がないと予算が成り立たないことが異常であります。ふるさと納税制度は、本町にとっては不利になる方向で見直しが行われます。そのときになって慌てふためくことのないように、改めて事務事業全般について見直され、将来への備えが見えてくるような予算として組み替えられるべきと指摘をして、反対討論といたします。

〔5番 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

3番、都築君。

〔3番 都築幸夫君 登壇〕

○3番（都築幸夫君） 議長のお許しをいただきましたので、第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は第6波のピークを越えまして、ようやく落ち着きを見せてまいりましたが、依然としてまだ大きな影響を及ぼしております。まだ安心はできません。今後予想される第7波を心配しながらも、一刻も早い経済社会活動の正常化に向けて、コロナ後の新しい社会を見据え、積極的な事業展開をしていく必要がございます。

町長は、施政方針でコロナ後の新しい社会を切り拓き、確かな成長を成し遂げられるよう積極的に各種事業を展開していくとして、一般会計の予算規模は過去最大の194億円となっております。今回の予算編成は、ワクチン接種を初めとする新型コロナウイルス感染症対策を第一として、災害に対して強靱な体制を築き、町民の命と暮らしを守り、デジタルトランスフォーメーションの取組、脱炭素化に向き合い確かな成長実現のために全力をそそぐ予算となっております。

安全安心施策での災害に強いまちづくりでは、近い将来発生が危惧されます南海トラフ地震などの大規模災害に備え、役場庁舎での非常用電源の更新、マンホールトイレの整備など事前対策が進められます。

高齢化社会に向けての地域公共交通整備は、幸田町にとって重要課題の1つであります。藤田乗合直行タクシー、デマンド型交通の社会実験が継続して進められますが、町民にとって身近で便利な、特に高齢者の方が何度も使いたくなるような地域公共交通システムの構築をお願いいたします。

高齢化社会に向けての老人福祉施設や障害者福祉施設は今後不足が見込まれ、長嶺北部地区での福祉医療ゾーン開発事業は急がれるところでございます。この事業での実現可能な方法を模索し、事業優先を見据えながら、まずは適地検討の事業として一步を踏み出していきたいと思っております。

ウィズコロナ、アフターコロナの中で知恵を出して、地方創生のまちづくりが重要な時代となってまいります。荻地区空き家活用事業は、幸田町では初めての地方創生まちづくり事業でございます。町民には利便性がよく、多くの町民に使ってもらえて、町民に親しまれる施設となるように期待いたします。

以上を含めました令和4年度の一般会計予算には、新型コロナ予防接種関連を初め産業振興、環境、健康、福祉、教育、文化などあらゆる分野に配慮された、町民の命と暮

らしを守るために必要な予算が組み込まれています。

以上の観点から、これらの事業を前に進めていただくことをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

以上でございます。

〔3番 都築幸夫君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 議題となっております案件につきまして、反対の立場から討論をしてみたいです。

第2号議案 幸田町ひと・しごと交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

荻地区の100年以上たった古民家が5年以上前から空き家となっていたものを、令和2年度に空き家利活用をするという方針を示されていましたが、計画などについては協議もされないまま、令和3年度予算に個人の空き家に3,850万円が計上をされてきたものであります。住民合意、使用目的の具体化、用途など明確に示されないまま、賃貸料は年間300万円、10年後には所有者に改修した建物を引き渡すということに対し、内容を十分に精査し、事前に議会にも協議をするように求め、4項目の附帯決議を幸田町議会全会一致で可決をしてきたものであります。その後、住民説明会や現地見学と説明などが実施をされてまいりました。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略として国の補助事業としても取組を進めてきましたが、古民家はその事業に十分応えられるのか疑問であります。国の補助を受けたために、逆に使用が限定されるのではないのでしょうか。

さらに施設管理については、当初常駐すると説明をされましたが、常駐ではなく、予約に応じて鍵の開け閉め対応、また、ものづくりセンターが入るなどと二転三転している状況であります。しっかりと説明もされずあやふやなまま、4月から6月までの試行期間で周知をされるとしておりますが、その期間に十分精査をし、結果を基に6月議会において設置管理に関する条例制定を行っても遅くはないと思います。よって、見直しを求め、反対するものであります。

第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算についてであります。

令和4年度予算案は194億円で、前年度当初予算比で7.7%増の過去最大となっております。新型コロナウイルス感染の第6波でまん延防止が実施されてきたコロナ禍において、町民の命と暮らしを守る点では不十分であります。町民の安全と安心を確保するため、PCR検査の取組強化や生活に困窮している町民、中小業者支援など、昨年に引き続き一層の取組を求めるものであります。

令和4年度予算には、18歳までの通院費医療費助成、インフルエンザ接種高3・中3への助成、新生児特別給付金、新生児聴覚検査、医療的ケア児等相談体制、妊婦タクシー助成、福祉タクシー助成の拡大やスクールソーシャルワーカー事業拡大、教育相談事業の拡大など、町民の切実な要望に新たに盛り込まれ、引き続き保育や児童クラブで

待機児を出さない子育て支援など、努力をされていることに対して評価をするものではありません。今、町財政を支えている1つとして、ふるさと寄附金が好調であります、安定財源とは言えず、いずれ不安定要素を含んでいることは十分承知をしておかなければなりません。10億円以上の大企業に対して、制限税率いっぱいの8.4%法人町民税への課税は、1億3,700万円の自主財源が生まれます。大企業に対して応分の負担を求めるべきではありませんか。

全ての世代が安心できる全世代型社会保障に転換すると言いながら、逆進性の強い消費税への10%引上げ、大增税は町行政にもそれぞれ盛り込まれております。コロナ禍で住民生活が大変なとき、5%への引下げをと主張するものであります。

国が最重要課題と位置づけるデジタル田園都市構想によるデジタル化の推進は、マイナンバーカード取得の推進であります。保険証や銀行などへのひもづけ、蓄積されたデータを国や自治体だけではなく、民間企業が利益のために活用できるようにしていくことは賛成できません。情報漏えいの危険が懸念され、個人情報保護からも反対するものであります。町業務へのマイナンバーカードの利用拡大は中止すべきであります。

スーパーシティ構想のさらなる取組のまちづくりは、行政が持つビッグデータを民間が利活用することです。特定の企業が大量の個人情報を管理、利活用し、住民生活に深く関わるもので、行政の仕事を企業に任せるものであると言わざるを得ません。

古民家改修が空き家利活用事業になり多額の町費が投入されながら、合意のないまま強行され、使用目的など後づけ、理由づけることに不信感を増長させるものであります。2021年3月定例会において、議会で全会一致の附帯決議についても、その回答の内容が全く納得のいくものではありません。10年間の賃貸契約期間中に所有者が投資をした金額を賃貸料とする、不動産鑑定により正当化をし、返済する形にもっていくことも説明がつかいません。まだ十分に合意に至っていないと考えます。しかも、10年経過後は原状に戻してが原則とは、まさに税金の無駄遣いと言えます。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想は、造成工事約15億4,000万円、道路整備計画で約13億円、合わせて概算工事費が合計で28億4,000万円の大型事業になると試算をされました。令和4年度はボーリング調査の費用が計上されていますが、多額の費用をかけても土地の利用面積の縮小をするこの場所でいいのか、再検討すべきであります。財政計画も示されず、施設誘致に当たって補助金も天井が示されないままの協定書締結であり、このまま突き進むのはやめ一旦考え直すべきであります。計画の見直しを求めるものであります。

児童クラブの指導員が集まらないからと民間委託をしておりますが、指導員の待遇を改善をし、直営で運営できるようにすべきであります。

職員派遣についてであります。令和4年度は、10人を愛知県、国、商工会など10団体へ派遣する予定であることが明らかになりました。職場内において業務に支障を来さないよう補充を行い、職員派遣は必要最低限、計画的に行うべきであります。月80時間、100時間の時間外労働が常態化している実態もあります。職員の健康を守り、働きやすい職場環境になるよう改善を求めます。

長期にわたるコロナの影響は、子どもたちのメンタルヘルスや生活にも影響を与えて

おります。教育相談室が一部拡充をされますが、不十分であります。ゆっくり過ごすことができる居場所づくりを整備すべきであります。行政の役割は住民福祉の増進であります。コロナ禍から町民の命と暮らし、営業を支援する施策の実施を求めるものであります。町民生活最優先の町政運営を求めて、反対討論といたします。

第20号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。

2018年4月から、国保の財政運営が都道府県単位となりました。愛知県が標準保険料率を示して、市町村の値上げを推進する仕組みとなったものであります。国民健康保険は、高過ぎて払えない国保税となっており、滞納者も増えております。全国知事会や全国市長会、町村会などの地方団体は、持続可能な社会保障を作るための1兆円の支援など、国庫負担増を度々要請しております。国保制度は、コロナ禍で様々な課題に直面しております。国庫負担割合のさらなる引上げによる財政基盤の強化や、コロナに感染した国保被保険者に支払われる傷病手当金の対象者の拡大や支給額の増額が求められます。せめて協会けんぽ並みにと求めるものであります。

令和4年度から始まる、子どもの均等割を5割軽減する支援制度は一步前進であります。未就学児の均等割医療分と後期高齢分の3万700円の2分の1を公費で軽減するものであります。不十分ではないでしょうか。コロナ禍において、国保加入世帯にとっては生まれるごとに課税されるもので、人頭税と言うべきものであります。ほかの健康保険にはありません。子育て支援というなら、この機会に18歳までの均等割を廃止すべきではないでしょうか。国民健康保険の加入者は、年金生活者、退職者、自営業者、フリーランスなど所得水準は低く、構造的な問題があります。国保税負担が重く、払いたくても払えない国保税になっており、国庫負担の増額、一般会計からの繰入増による財政支援で加入者負担を増やさぬよう求め、反対討論とします。

第21号議案 令和4年度後期高齢者医療特別会計予算であります。2008年から始まった後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切って、高齢者を別枠の医療保険へと強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつけるもので、これまで6回にわたって保険料の引上げが繰り返されてきました。2年ごとの見直しが行われ、令和4年度から5年度の保険料は、所得割率は9.64%から9.57%に下がりますが、均等割額は4万8,765円から4万9,398円にと上がります。また、保険料の負荷限度額は、64万円から66万円に2万円上がりました。その結果、1人当たりの平均保険料は9万1,117円で、保険料負担は低所得者層と高所得者層は上がり、中間所得者層は下がります。結果、70%が引き上げるものとなりました。さらに、75歳以上の医療費窓口負担の2倍化が、令和4年10月から実施されます。高齢者への負担増となる後期高齢者医療保険制度の反対するものであります。

第22号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計予算であります。

介護保険施設に入所する低所得者の食費、居住費を補助する制度である補足給付が、令和3年8月から改悪をされ、自己負担が大幅に増えました。月6万9,000円の負担増となった事例もあります。ショートステイ利用者は、9割近くも負担増となっております。これは、8月から実施された市町村民税非課税世帯の食費負担の引上げや預貯金要件の強化、高額介護サービス費の自己負担限度額の引上げなどが行われて負担増と

なったものであります。要支援1・2の訪問介護、通所介護は、介護保険サービスから市町村が実施をする地域支援事業へと移行が行われました。専門職によるサービスからボランティアなどによるサービス提供など、質の低下となっております。介護サービスの取上げであります。有資格者、専門職による介護サービスで安心して介護が受けられるよう求めるものであります。介護保険制度は、家族介護から介護の社会化で安心して介護が受けられるように制度化されましたが、介護保険料引上げも3年ごとに繰り返されております。高齢者の生活実態を踏まえ、負担増とサービスの低下に対し、反対するものであります。

第24号議案 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、第25号議案 令和4年度幸田町水道事業会計予算、第26号議案 令和4年度幸田町下水道事業会計予算についてであります。消費税についての反対であります。消費税は低所得者層ほど負担が重く、逆進性の高い税であり、3会計においてかけられている消費税に対して反対するものであります。

以上で、反対討論といたします。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時07分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

5番、伊澤君。

〔5番 伊澤伸一君 登壇〕

○5番（伊澤伸一君） 第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算（修正案）に賛成の立場から討論いたします。

萩の空き家利活用事業については、昨年、全会一致で附帯決議がつけられた事業であります。その決議に対して誠実に対応され、何も問題なしとされる方は少ないのではないのでしょうか。昨年も予算の修正という意見もあった中で安易に妥協し、結果として現在の状態に至ってしまったことに、自分の議員としての不明を恥じ、責任の一端も感じています。本件については経緯が分からないと、私が何を問題視し心配しているのかが正しく伝わらないと思いますので、少し長くなりますが時系列に申し上げますので、よろしく御理解願います。

この経過を調べますと、事の発端は平成30年11月に町長が所有者を訪問され、空き家となっていた本件土地建物の利用について、グループホーム用の空き家物件を探している方との間で調整することを申し入れられたことを発端に動き始めています。その際に所有者は、骨組みは大丈夫と思うが屋根が心配だと答えられています。その後、令和2年7月22日、所有者が来庁されたときの記録で町長は次のように話されています。空き家を土地区画整理組合事務所として借りたい、地権者代表で任意団体を作り、団体が借りるスキームを考えている。改修に当たっては、古民家としての風情が必要で、木質で味わいのあるものにしていただきたいと申し入れをされています。建設運営費につ

いては、地権者の代表者で組織する任意団体に町が補助をするから、任意団体と所有者で契約していただくことになるとも言われています。そして、予算については、令和3年度予算に5,000万円を確実に計上する。土地区画整理組合事務所としての利用なので、議会の理解も得られると申されています。会談の終わりには、所有者は地域のつながりが強い地区であり、新しい者が受け入れられるか心配していたが、地域の方にも使っていただけるものなので、本当によい計画をいただいたと感謝をされています。

令和4年度予算として提案された内容はどうでしょうか。土地区画整理組合の事務所として使われていません。このことについて令和3年8月21日の地元荻区代表者とのワークショップでは、区画整理の事務所は事実上できないと当初から説明してきたが、勘違いして伝わっていると。まるで地元の人が悪いと言わんばかりの回答をされています。加えて、空き家利活用の内容を地元の誰も知らないと、参加者からは経緯の説明が求められています。それに対して、目的・利用方法などが定まっておらず、地元への説明ができる段階まで整理できなかったと回答されています。ここに、この問題の全てが集約されていると思われませんか。グループホームが駄目、土地区画整理組合事務所も駄目となったならば、一旦リセットすべき事業だったのではないのでしょうか。所有者にも正しい現状報告をせず、幸田町が行う改修工事予算が成立する以前に、当初、所有者が予定されていた改修工事費1,200万円を倍近くの2,200万円に膨らませ、構造補強工事を進めさせています。目的・利用方法も分からないまま、町民のための事業なのか、町長個人のこだわり事業なのか、とにかくトップダウンで借りることありきで動き出していたのではないのでしょうか。目的・利用方法などを後から考えさせられる職員は気の毒でなりません。町長が出張して約束されたために動き出したミッションがほかにもあるのではないのでしょうか。議会に対しても十分な説明がされていません。

本件は、設置条例と予算が可決されれば全て終わりというわけにはまいりません。所有者は利益を求めておられないことを説明すれば住民の理解が得られるのではないかと、町の担当者との打合せで言われていますが、そのように対応されてはおりません。地元に対しても、一部の代表者だけに説明をして意見を聞いているだけでは、説明が尽くされ理解が得られているとは思われません。このような状況で施設利用が始まると、問題や課題が次々と噴出し、そのたびに職員が苦し紛れの対応を強いられるのは目に見えています。完全に負の連鎖に陥っています。本当かどうかは分かりませんが、町長は自分が責任を取ると、そう言われて職員の意見を聞くこともなく一方的に命令を押しつけることが多いと聞きます。それであるならば、本件については契約終了後となる最後まで問題なく決めておかれるべきであります。本件は純粋な公共事業でもなく、民間事業でもなく、PPPでもPFIでもない中途半端な仕組みで事業が始まります。トップとして正しい責任の取り方は、将来に禍根を残さないこと、それに尽きると思います。どのような形が一番よいのか私にも分かりません。しかし、全国に目をやれば、公的資金を投入しないで空き家をリノベーションし、ビジネスとして成功している事例は幾らでもあります。その仕組みができるまで事業は開始すべきではありません。

もう一つが、事業を着手したなら、30億円近い予算投入が必要になる長嶺北部地区福祉医療ゾーンの調査予算を削るものであります。長嶺北部地区福祉医療ゾーンについ

ては、課題が全く整理されていない状態で事業が進められようとしています。この構想の3点セット、藤川の里の移転、老人保健施設の誘致、健幸ヒルズの新設構想そのものを絶対反対とするものではありません。町の負担が町民が納得される範囲であれば進めても構わないと私は考えております。今の現状はどうでしょうか。藤川の里の移転用地は1ヘクタール、介護老人保健施設については1.5ヘクタールと仮定した場合、7,500坪程度の用地があれば足りることになります。道路も含めた総事業費28億円を7,500坪で割ると坪37万円になります。施設の必要性、福祉施策は費用対効果のみで計ることが適当でないとしても、道路や上下水道などの社会資本も整備され、すぐにでも建築可能な土地区画整理区域内の土地でも坪25万円程度で購入できます。それよりも高いことになる長嶺北部地区が適地であるとは到底思われません。私たちの提案に賛成する町民は1人か2人だと質疑で指摘されました。本当にそうでしょうか。少なくとも私の周りには、私の意見に共感される方が圧倒的であります。これは発言者が証明されるべきことだと言わせていただきます。

また、福祉に費用対効果はないとの御意見もありました。予算は町民の税金で賄われます。福祉は際限なしで事業を行って本当によいのでしょうか。普通税は、基本的に負担能力に応じて強制的に徴収されます。そして、税の用途は、納税の有無や納税額の多い少ないにかかわらず、原則公平に使われます。いわゆる富の再配分の機能を果たしています。福祉施策が成り立つために必要なことは何でしょうか。この部分では税負担と福祉受益とはどちらかといえば反比例の関係にあります。納税者の理解が得られない福祉施策は成り立ちません。

予算特別委員会では、長嶺北部地区医療ゾーン構想推進に賛成される議員が討論されました。賛成意見として、消費効果、経済波及効果が大きい、雇用の確保にも触れられました。私もそのことは否定いたしません。異なるのは、私たちの主張は、長嶺でなくとも同じ効果が得られるということであり、雇用、経済効果が同じであるならば、投資額が少しでも少なくなるようにすべきであると、最小の経費で最大の効果を上げることを本旨とする地方自治体財政運営では、当たり前のことを申し上げているわけであり、

もう1点申し上げますと、それほどの地域が受けられる効果が多い施設を、なぜ岡崎市は受け入れられなかったのでしょうか。近隣市町もなぜ誘致に動かなかったのでしょうか。本町以外にどこも名乗りを上げていないという事実こそが、プラス効果が期待できないことの証明となるのではないのでしょうか。町民の福祉と癒しの場となるはずの施設が、事業費不明な状態で進められようとしています。事業着手したら、資金ショートでもやめるわけにまいりません。今は一旦立ち止まり、課題整理をして、最適地を広く町内外で検討し、方向性が決まるまで予算は控えるべきであります。

よって、両事業の予算を当初予算案から削除し、修正動議に賛成をするものであります。住民の反対運動が起こらないうちに取り下げられるべきものであります。予算特別委員会で動議が否決されたわけですので、恐らく本会議でも否決されるのでしょうか。私は、これからなぜ私が反対をするのか町民に説明をしてまいらなければならないと思っております。そのことを申し添えまして、この修正案に賛成の討論といたします。

〔5番 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

9番、稲吉君。

〔9番 稲吉照夫君 登壇〕

○9番（稲吉照夫君） 反対の立場から討論に参加させていただきます。

第2号議案 幸田町ひと・しごと交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

古民家のよさを見ていただく事業としてスタートし、所有者さん、町を合わせて7,000万近くの改修費を投入しながら、古民家の文字が一字も入っておりません。最初の理念の古民家のよさを見ていただくということが一言も入っていないことは、何のための事業であったのかがいまだに疑問であります。また、住民説明会、ワークショップも4回開催されましたが、その中で特に8月21日の開催では、荻区民の質問には全くまともな回答はされてなく、荻区民の皆さんは首をかしげて帰られました。このワークショップは何だったのだろうか、いまだに疑問が残っております。いまだに疑問が残ったままで、管理業務に関しても答弁が二転三転し、でき上がった条例はとも思えません。4月から6月のお試し期間を有効に活用され、納得のできる条例に修正していただくことを願うものであります。

次に、第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算であります。

歳出15款総務費、10項総務管理費、40目管理費の荻地区空き家利活用事業1,149万9,000円について、地域住民の理解が得られたとはとても思えませんし、また施設管理条例も、先ほど述べましたように、所有者と幸田町合わせて7,000万ほどの資金を投入しながら、古民家を使用する理念もうたわれていません。スタートすることはとても考えられません。また管理においても二転三転と変わる答弁で、管理費の設定にも問題があります。賃貸料が高額であることも、地域住民への説明が不十分であるため、理解が得られたとは到底思えません。一旦止めて精査し直してから事業を行っていただきたいと思えます。

次に、20款民生費、10項社会福祉費、10目社会福祉総務費の長嶺北部地区福祉医療ゾーン1,450万円について、これも一旦止めて検討すべきと思えます。障害者施設、老人保健施設の誘致に反対するものではありませんが、莫大な初期投資は今後の財政状況を考えますと心配でなりません。地域選定等の検討をすべきだと思えます。

予算特別委員会で申し上げました、大日陰グラウンドの利用について、その後調べましたら、第4次幸田町総合計画に記載がありました。豊坂地区の記載に、本地区は特別養護老人ホームが設置されたことを機に、自然景観の豊かさを生かした優しく思いやりのある医療・福祉環境の整備が望まれますとあります。過去に構想した事実があるわけですから、また大日陰は町有地を有効活用することは再検討するに値すると私は思いません。候補地の一例を挙げましたが、いずれにしても福祉事業には経費がかかることは十分理解しているつもりです。今後の財政状況を考えますと、後世に負担を残さないよう、初期投資が1円でも安く上がるように、地域の選定などを一旦止めて検討すべきだと思えます。

以上で、令和4年第1回定例会提出議案についての反対の立場での討論を終わります。

〔9番 稲吉照夫君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算に対する修正動議に対し、賛成の立場から討論をいたします。

荻地区の古民家は、いつの間にか空き家利活用事業として進められていますが、そもそもは5年以上前から空き家となっていたものを所有者から町長に活用してほしいと依頼があり、古民家再生として農村資源の有効活用、地域の活性化を掲げ、住民合意、使用目的の具体化、用途などを明らかにされず、3,850万円かけて改修を進めてきたものであります。空き家利活用については、令和2年度に方針は出しておられましたが、令和3年度予算の3,850万円計上までは何ら計画についての協議もされず、突然出てきたものであります。このため令和3年3月議会で、議員発議で4項目の附帯決議を可決したものであります。賃貸料については、当初、年間300万円、1カ月25万円、10年したら所有者に引き渡すことなど説明をされました。よく精査をするよう求めてきたことが、不動産鑑定をし、その金額を10年間で割返し、全て賃料とすることは一般常識からも納得できないものであります。附帯決議に答えたものとし、住民合意が得られるまで控えるよう求めることについて賛成であります。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想は、造成工事、道路整備で総額約28億4,000万円にものぼり、ボーリング調査でどのような結果が出るか不安材料も多く残されております。何よりこうした健幸ヒルズ構想も、造成後の用地が計画に見合うものにならないもので、縮小しなければならないものであります。財政的にも過大投資となる場所であります。財政計画も明らかにされておりません。一旦場所の見直しなど再検討するように求めます。そのことを訴え、賛成討論といたします。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

9番、稲吉君。

〔9番 稲吉照夫君 登壇〕

○9番（稲吉照夫君） 第18号議案修正案に対して、賛成の立場から発言させていただきます。

荻地区空き家利活用事業1,140万円と長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発構想事業1,450万円に関する予算に対する修正動議に賛成討論の参加をさせていただきます。

まず、荻地区空き家利活用事業においては、地域住民とのワークショップは4回開かれましたが、とても住民の理解が得られたとは思われません。特に8月21日のワーク

ショップは、住民の質問にまともに答えた回答は一つもありませんでした。不審が残ったままで、地域住民の理解が得られたとは思えない中での事業実施は容認できません。一旦止めて考え直す必要があります。

次に、長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発構想については、障害者施設、老人保健施設は町内にも必要と思います。しかし、誘致には反対するものではありませんが、しかし初期投資が桁外れの大きなことは、今後の財政状況を考えますと心配でなりません。一旦立ち止まり、もう一度検討する必要があると考えます。

以上で、修正案に賛成するものであります。

〔9番 稲吉照夫君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案20件、第18号議案の修正案1件及び陳情1件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決の順番は、議案番号順といたします。

まず、第2号議案 幸田町ひと・しごと交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案 幸田町多文化共生拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案 幸田町消防団条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算の修正案、本案に対する委員長報告は否決であります。

第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算の修正案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算の修正案は、否決することに決しました。

次に、第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第19号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第20号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第21号議案 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第22号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第23号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第24号議案 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第25号議案 令和4年度幸田町水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第26号議案 令和4年度幸田町下水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号 公益社団法人幸田町シルバー人材センターに対する支援を求める陳情に対する委員長報告は採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第1号は、採択することに決しました。

日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、議員提出議案第1号 インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる特例措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

8番、丸山君。

[8番 丸山千代子君 登壇]

○8番（丸山千代子君） 議員提出議案第1号 インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる特例措置を求める意見書の提出についてであります。

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出をいたします。

令和4年3月22日

提出者	幸田町議会議員	丸	山	千代子
賛成者	幸田町議会議員	黒	木	一
		〃	田	境 毅
		〃	伊	澤 伸 一
		〃	稲	吉 照 夫
		〃	都	築 一 三
		〃	藤	江 徹

提案理由でございます。

インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営のため、特例措置を求める必要があるからであります。

インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる特例措置を求める意見書（案）でございます。朗読をもって、説明とさせていただきます。

シルバー人材（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保全方式（いわゆるインボイス制度）

が導入される予定となっておりますが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じます。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はありません。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題です。

消費税制度において、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

愛知県額田郡幸田町議会
議長 足立初雄

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣 宛でございます。

以上、御審議よろしく願いをいたします。

[8番 丸山千代子君 降壇]

○議長(足立初雄君) 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案1件について質疑を行います。質疑は1議題について15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、議員提出議案第1号について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 以上で、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第1号 インボイス制度導入後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる特例措置を求める意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4

○議長（足立初雄君） 日程第4、発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

13番、笹野君。

〔13番 笹野康男君 登壇〕

○13番（笹野康男君） 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和4年3月22日

提出者 幸田町議会議員 笹野 康 男

賛成者 幸田町議会議員 水 野 千代子

〃 田 境 毅
〃 鈴 木 久 夫
〃 黒 木 一
〃 丸 山 千代子
〃 稲 吉 照 夫
〃 杉 浦 あきら

提案理由

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し厳重に抗議し、非難するとともに、即時に攻撃を止め、ウクライナから無条件かつ完全に撤退することを強く求めるため。

ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議（案）

令和4年2月24日、ロシアは一方的にウクライナへの軍事侵攻を開始した。首都キエフをはじめ各都市での度重なる戦闘により、子どもを含む民間人にも多数の死傷者が出ている。

このようなロシアの行動は、かけがえのない命と財産を奪う重大な人権侵害であるとともに、国際法の深刻な違反であり、国連憲章に基づく平和の国際秩序そのものを根底から突き崩すものである。

さらに、核の威力を背景に威嚇をする行為は、国際秩序を揺るがす重大な事態であり、断じて容認することができない。

また、本町には世界で活躍する企業があり、国際情勢の不安定化による影響は計り知れない。

よって、本町議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し厳重に抗議し、非難するとともに、即時に攻撃を止め、ウクライナから無条件かつ完全に撤退することを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月22日

幸田町議会

以上です。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております発議1件について質疑を行います。

質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしく願いいたします。

それでは、発議第1号について、質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、発議第1号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員

会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、発議1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議する決議を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第5

○議長(足立初雄君) 日程第5、第27号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

第27号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてであります。

議案関係資料は1ページ及び2ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、小野伸之教育長の辞職に伴い、任命する必要があるからであります。

小野伸之教育長が、令和4年3月31日付で辞職されますので、その後任といたしまして、池田和博氏の任命に係る同意を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして求めるものであります。

任期は、令和4年4月1日から1年であります。

議案書2ページを御覧ください。

池田和博氏は、幸田町大字菱池字山ノ郷にお住まいの57歳であります。池田氏につきましては、大学卒業後、額田町立宮崎小学校を初めとして、赴任された小中学校において児童生徒の指導・育成に当たられ、現在は幸田町立南部中学校校長として学校運営の先頭に立って指導しておられます。また、平成27年度、28年度の2年間は幸田町教育委員会学校教育課指導主事として、令和2年度は幸田町教育委員会学校教育課教育指導監として、本町教育行政全般において教育振興に御尽力をいただきました。こうした経験から、またお人柄も高潔にして温厚であり、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として適任者であると考えております。

3月末日には現職を退かれる予定とのことでございます。

ここで、小野教育長の辞職につきましては、私はから一言申し添えさせていただきたいと思っております。

小野教育長におかれましては、以前から後進に道を譲りたいというお考えを持っておられ、私に対して後任の方についての相談もいただいておりますが、昨今のコロナ禍やGIGAスクールの推進など、これから教育行政が転換期を迎えるこのタイミングで機を逸することなく後進に道を譲りたいとお考えであり、このたび任期満了を待たずに職を辞することにしたいという申出がございました。私といたしましては、何とか任期満了までお願いしたいところではありますが、御本人の意思は固く、私もその意思を尊重し、人心一新を図る時期を迎えたと、そして、また今後の業務の継続性を保つためにも不在期間のないようにとも考えまして、今回、本議会の最終日に追加で議案の提出をさせていただくものでございます。

以上、人事案件につきまして、提案の理由の説明をさせていただきました。御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、第27号議案の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員

会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第27号議案 幸田町教育委員会教育長の任命についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第27号議案は、原案どおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

○議長(足立初雄君) ただいま同意されました教育長より、御挨拶をいただきます。

入室を許可します。

(教育長 入室)

○議長(足立初雄君) それでは、ただいまから任命の同意がされました教育長より、御挨拶をいただきます。

○池田和博氏 ただいま、幸田町教育委員会教育長の任命につきまして同意をいただきました池田和博と申します。

私は、幸田町の子どもたちが心身共に健やかで幸福な人生を切り拓いていくことができるようにすることが大切だと考えております。また、町民の皆様が生涯にわたり生き生きと学び続けることができるようにすることも重要な職務だと考えております。大変身の引き締まる思いではございますが、これまでの教員及び教育行政での経験を生かしつつ、誠心誠意努めてまいりたいと思っております。

幸田町議会議員の皆様を初め、関係各位へ御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） ありがとうございます。

退室をお願いします。

（教育長 退室）

再開 午前 11 時 18 分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6

○議長（足立初雄君） 日程第 6、第 28 号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、第 29 号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、第 30 号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、第 31 号議案 令和 3 年度幸田町一般会計補正予算（第 6 号）、第 32 号議案 令和 3 年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第 4 号）、以上 5 件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、まずは第 28 号議案から第 30 号議案までの 3 件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書 3 ページをお開きください。

第 28 号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、3 ページ及び 4 ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしまして、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましては、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様に行うものであります。

改正の概要につきましては、本条例の第 6 条第 2 項で規定する令和 4 年 6 月以降に支給する期末手当の支給割合を、100 分の 167.5 から 100 分の 162.5 に改め、6 月と 12 月の支給割合を同じ割合とするものであります。

また、併せまして、令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和 3 年 12 月に期末手当を支給されたものについて、令和 4 年 6 月に支給する期末手当から、国家公務員の期末手当と同様に令和 3 年度の改定に相当する額を減額するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の 5 ページをお開きください。

第 29 号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、5 ページ及び 6 ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に

伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましても、先ほどの第28号議案と同様に、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様に行うものであります。

改正の概要につきましては、本条例におきましても、条例の第5条第2項で規定する、令和4年6月以降に支給する期末手当の支給割合を、100分の167.5から100分の162.5に改め、6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

また、併せまして、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月期末手当を支給された者について、令和4年6月に支給する期末手当から、国家公務員の期末手当と同様に令和3年度の改定に相当する額を減額するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。

第30号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、7ページから10ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定に伴い、必要があるからであります。

本議案につきましては、令和3年8月10日に、人事院から国家公務員の給与についての勧告、いわゆる人事院勧告が出されたことを受け、政府において、人事院勧告を尊重しつつ、民間への影響など、本年のコロナ禍という異例の状況下での特に経済対策等政府全体の取組との関連を考慮し、国民の理解を得られる適正な結論を出すべく検討した結果、令和3年11月24日に「人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げる。また、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う。」旨の閣議決定がされております。これを受けまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が、令和4年3月10日に衆議院本会議にて可決され、現在参議院にて審議中でございます。

地方公務員の給与改定については、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請されていることを受け、本条例を追加提出させていただくものでございます。

改正の概要につきましては、常勤の職員と特定任期付職員を区分するため、第1条と第2条に分けております。

まず、第1条は、幸田町職員の給与に関する条例の第20条第2項及び第3項で規定する、令和4年6月以降に支給する期末手当の支給割合を、再任用職員以外の職員については100分の127.5から100分の120に、再任用職員については100分の72.5から100分の67.5にそれぞれ改め、それぞれ6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

また、併せまして、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に期末手当を支給された者について、令和4年6月に支給する期末手当から国家公務員の期末手当と同様に令和3年度の改定に相当する額を減額するものであります。

続いて、第2条につきましては、幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の第8条第2項に規定する、令和4年6月以降に支給する期末手当の支給割合を、100分の167.5から100分の162.5に改め、それぞれ6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

ちなみに、本町には、現在、特定任期付職員はおりません。

施行期日につきましては、公布の日であります。

以上、第28号議案から第30号議案までの3件の提案理由の説明をさせていただきました。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧いただきたいと思っております。

補正予算関係につきましては、第31号議案及び第32号議案の2件であります。今回、提案をさせていただきます補正予算は、国の令和3年度補正予算に計上された国庫支出金等の採択を受けて実施する事業を中心に計上させていただいたものでありまして、令和4年度当初予算に計上している事業も含まれております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

初めに、第31号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案関係資料は、11ページ及び12ページから17ページまででありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億3,123万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ199億2,590万9,000円とするものであります。

第2条 繰越明許費につきましては、4ページを御覧いただきたいと思っております。

第2表の繰越明許費のとおり、全12事業におきまして、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことによりまして、繰越明許費をお願いするものであります。

このうち、民生費及び土木費の長嶺北部地区開発基本設計及び測量事業、並びに土木費の三ヶ根水路詳細設計事業、及び維新橋架け替え事業（町道新田弓場1号線）を除く8事業につきましては、国の令和3年度補正予算に関するものであります。

初めに、15款総務費、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業であります。この事業につきましては、これまで逆川集会所施設整備事業として取り組んできました事業を、より発展させるべく再構築し、さらなる効用を備えた施設を整備する事業として推進するものであります。そのコンセプトとしましては、これまで検討してきましたコミュニティ拠点及び防災啓発拠点の理念を基礎とし、さらなる施設の効用発揮を仕掛けていけるように、新たに3つ目の視点となる交流を積極的に取り入れていくことにあります。

今後の事業展開としましては、新旧住民の方や各種団体の方たちが、地域の歴史や文化を生かした交流であったり、ニューツーリズムを発現する施設として整備していくことを目指し、その財源として、国の令和3年度補正予算の措置であります地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の交付を受けることで、繰越明許費により事業を推進するものであります。なお、この展開によりまして、これまでの事業名称でありました逆川集会施設整備事業は幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業と改めていくこととしますので、よろしくお願いたします。

20項戸籍住民基本台帳費、転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修事業につきましては、国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付を受けて実施する事業であります。

この事業は、マイナンバーカード所有者が、転出又は転入の手続をする場合には、役場庁舎等に来庁することなく、オンラインで転出届と転入予約を行えるようにするものでありまして、これに必要な住民記録システムの改修に係る経費456万5,000円を限度額として、繰り越しを行うものであります。

20款民生費、10項社会福祉費、子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）につきましては、去る令和3年12月定例会におきまして予算の追加をお認めいただいた事業であります。この給付金に対する受給者からの確認書の受付及び申請の期限が、令和4年9月30日までとされていることから、年度内給付が未了となることが見込まれる給付に必要な経費1億65万1,000円を限度額として、繰り越しを行うものであります。

次に、長嶺北部地区開発基本設計及び測量事業につきましては、今年度、長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発構想の具体化をするために、基本設計業務及び測量業務を中心に取り組んでまいりましたが、業務の進捗に伴いまして、この地区に接します、町道坂崎長嶺2号線と町道長嶺1号線の交差点位置が、北側へ大きく移動する計画となりました。本交差点計画は、将来的に信号機設置も視野に入れていることから、警察との調整、協議に不測の日数を要するものと思われるため、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、2,409万4,000円を限度額として、繰り越しを行うものであります。

15項児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）につきましては、去る令和3年12月定例会におきまして予算の追加をお認めいただいた事業であります。給付につきましてはおおむね完了したところではありますが、本年3月後半において出生した新生児等の年度内給付が未了となることが見込まれる給付金300万円を限度額として、繰り越しを行うものであります。

35款農林水産業費、情報収集等業務効率化支援事業につきましては、県支出金、農地集積・集約化等対策地方公共団体事業費補助金の交付を受けて実施する事業であります。

この事業は、農地集積・集約化を推進するために、農業委員会が農地等の出し手・受け手の意向等を効率的に把握し、関係機関と情報共有をするための手段として、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員が使用するタブレット端末を整備するものでありまして、タブレット端末を一括で調達した一般社団法人全国農業会議所に対して、町

が支出する負担金68万2,000円を限度額として、繰り越しを行うものであります。

45款土木費、長嶺北部地区開発基本設計及び測量事業につきましては、先ほど、民生費において説明をさせていただきましたように、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、843万5,000円を限度額として、繰り越しを行うものであります。

三ヶ根水路詳細設計事業につきましては、本年度、東海道本線平附踏切周囲における線路への浸水対策として、排水路の流下能力を抜本的に改善するために、当該水路の改修設計業務を隣接道路の改良も視野に進めてきましたが、この事業地に隣接する用地の交渉やJRとの協議に時間を要することとなり、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、650万円を限度額として、繰り越しを行うものであります。

町道芦谷1号線道路改良事業につきましては、国庫支出金、社会資本整備総合交付金の交付を受けて実施する事業であります。この事業は、都市計画事業として実施する道路改良事業の推進を図り、歩道設置や道路拡幅のための用地取得及び物件移転等補償を行うものであり、また土地取得特別会計において先行取得した土地の買戻しを行うものでありまして、4,844万4,000円を限度額として、繰り越しを行うものであります。

町道野場横落線道路改良事業につきましては、同様に、国庫支出金、社会資本整備総合交付金の交付を受けて実施する事業であります。この事業は、都市計画事業として実施する道路改良事業の推進を図り、幹線道路整備のための用地取得及び必要な測量、分筆、土地評価業務等を行うものでありまして、900万円を限度額として、繰り越しを行うものであります。

町道芦谷深溝1号線舗装改良事業につきましては、同様に、国庫支出金、社会資本整備総合交付金の交付を受けて実施する事業であります。この事業は、国における防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策により取り組むもので、損傷の著しい幹線道路の舗装改良工事を行うものでありまして、5,000万円を限度額として、繰り越しを行うものであります。

維新橋架け替え事業（町道新田弓場1号線）につきましては、愛知県が事業主体として実施しています一級河川広田川改修工事に伴う維新橋改築工事に係る設計及び積算資料作成業務について、幸田町が愛知県に対して負担金を支出するものであります。愛知県において今年度実施した地質調査結果が想定外の結果であったため、設計業務に時間を要しており、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことから、1,300万円を限度額として、繰り越しを行うものであります。

続きまして、第3条 地方債の補正につきましては、5ページの第3表 地方債補正を御覧いただきたいと思います。

これらの地方債の補正につきましては、いずれも国の令和3年度補正予算に計上された国庫支出金の採択を受けて実施する事業の財源として、地方債を追加し、又は変更するものであります。

初めに、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業につきましては、先ほどの繰越明許費において説明させていただきました、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業の

財源とするために、8,850万円を限度額とする地方債の追加をお願いするものであります。

次に、県営たん水防除事業につきましては、愛知県が事業主体として実施する排水機場の建替え工事等について、幸田町が愛知県に対して負担金を支出するものであります。国の令和3年度補正予算に伴いまして、この負担金の割当額に増額があったため、これに係る財源措置として、当初予算で6,400万円としておりました地方債の限度額に130万円を追加し、限度額を6,530万円とする地方債として変更するものであります。

道路改築事業につきましては、繰越明許費において説明をさせていただきました、町道芦谷1号線道路改良事業、町道野場横落線道路改良事業及び町道芦谷深溝1号線舗装改良事業の財源とするために、現計予算で7,200万円としております地方債の限度額に4,240万円を追加し、限度額1億1,440万円とする地方債として変更するものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページを御覧いただきたいと思っております。

24款地方消費税交付金につきましては、令和3年度の交付金額の確定に伴いまして、9,000万円を追加するものであります。

55款国庫支出金につきましては、初めに、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、先ほど繰越明許費において説明をさせていただきました、転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修事業に対する補助金でありまして、456万5,000円を新規計上するものであります。

地方創生推進交付金につきましては、繰越明許費において説明させていただきました幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業のうち、事業における効果を高めるために行う防災啓発システムの導入に対して交付されるものでありまして、220万円を新規計上するものであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、このほど本年度第5回目の受付があったことによりまして、546万4,000円を追加するものであります。この交付金につきましては、当初予算において計上いたしました小学校管理一般事業及び中学校管理一般事業におけるGIGAスクール構想実現のためのICT機器等活用支援事業並びに社会体育施設事業における公共施設予約システム構築事業の財源として充当するものであります。

地方創生拠点整備交付金につきましては、繰越明許費において説明させていただきました、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業のうち、施設整備に対して交付されるものでありまして、8,857万9,000円を新規計上するものであります。

子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金につきましては、0歳から高校3年生までの子どもたちへ1人当たり10万円を給付する事業であります子育て世帯への臨時特別給付に係る補助金であります。歳出事業費の確定見込みによりまして、4,088万9,000円を減額するものであります。

社会資本整備総合交付金につきましては、先ほどより説明をさせていただいております、町道芦谷1号線道路改良事業、町道野場横落線道路改良事業及び町道芦谷深溝1号線舗装改良事業に対する交付金でありまして、4,699万円を追加するものであります。

60款県支出金につきましては、先ほど繰越明許費において説明をさせていただきました、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員が使用するタブレット端末を整備する情報収集等業務効率化支援事業に対する補助金であります農地集積・集約化等対策地方公共団体事業費補助金68万2,000円を新規計上するものであります。

75款繰入金につきましては、土地取得特別会計において収入された土地売払収入の一部が一般会計に繰り出されることに伴いまして、土地取得特別会計繰入金144万4,000円を追加するものであります。

12ページを御覧いただきたいと思っております。

90款の町債につきましては、先ほど地方債の補正において説明をさせていただきましたが、3つの事業に対する必要な財源措置としまして、町債の新規計上又は追加を行い、総額では1億3,220万円を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

14ページを御覧いただきたいと思っております。

15款総務費、10項総務管理費につきましては、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業を推進するために、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業を新設し、事業に要する各経費を新規計上するものであります。

具体的な内容としましては、(工事に係る)監理業務委託料800万円、竣工パンフレット作成委託料20万円、防災啓発システム導入業務委託料440万円、工事請負費2億1,810万円、備品購入費50万円、合計2億3,120万円でございます。

このうち、防災啓発システム導入業務委託料440万円につきましては、令和4年度の当初予算には計上されていないものですが、このたびの補正予算において追加で計上させていただくものであります。これは、防災の啓発教育を通じたコミュニティの醸成や交流の促進と合わせ、子どもや高齢者等が見て、触れて、楽しみながら、デジタル化への理解促進にも寄与するものとして整備するものであります。

20項戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民基本台帳一般事業におきまして、国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付を受け、転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修事業として実施しますシステム改修業務委託料456万5,000円を新規計上するものであります。

20款民生費につきましては、児童手当等支給事業におきまして、0歳から高校3年生までの子どもたちへ1人当たり10万円を給付する事業であります、子育て世帯への臨時特別給付の確定見込みの状況によりまして、4,088万9,000円を減額するものであります。原因の主な要因といたしましては、予算をお認めいただきました令和3年12月定例会における積算では、クーポン券を発行する2回目給付を想定した経費を見込んでおりましたが、その後の情勢への対応によりまして、先行給付時において現金10万円の一括給付を行いましたことで、システム改修を含む委託料や郵送料等の2回

目給付を想定した経費が不用となりましたことによるものでございます。

35款農林水産業費、10項農業費につきましては、農業委員会事業におきまして、県支出金、農地集積・集約化等対策地方公共団体事業費補助金の交付を受けて実施します情報収集等業務効率化支援事業に係る負担金68万2,000円を新規計上するものであります。

15項農地費につきましては、県営土地改良事業におきまして、歳入として追加しました県営たん水防水事業に係る町債130万円を特定財源として充当することに伴いまして、財源更正を行うものであります。

16ページを御覧いただきたいと思えます。

45款土木費、道路新設改良事業におきまして、国庫支出金、社会資本整備総合交付金の交付を受けて実施します3つの事業につきましては、それぞれ必要な経費を追加するものであります。

初めに、町道芦谷1号線道路改良事業につきましては、歩道設置や道路拡幅のための用地取得及び物件移転等補償を行うものであり、また土地取得特別会計において先行取得した土地の買戻しを行うものでありまして、用地購入費2,844万4,000円及び物件移転等補償費2,000万円、総額4,844万4,000円を追加するものであります。

町道野場横落線道路改良事業につきましては、幹線道路及び圃場整備のための用地取得並びに必要な測量、分筆、土地評価業務等を行うものでありまして、測量図作成及び分筆業務委託料200万円、不動産鑑定及び土地評価業務委託料200万円、並びに用地購入費500万円、総額900万円を追加するものであります。

町道芦谷深溝1号線舗装改良事業につきましては、損傷の著しい幹線道路の舗装改良工事を行うものでありまして、工事請負費5,000万円を追加するものであります。

次に、急傾斜地防災事業におきましては、深溝地内で、愛知県が事業主体として実施しております舟山地区及び石打区域における急傾斜地の崩壊防止対策事業につきましては、幸田町が愛知県に対して支出する負担金250万円を追加するものであります。

55款教育費につきましては、歳入で追加しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金546万4,000円を、各対象事業に特定財源として充当することに伴いまして、小学校管理一般事業、中学校管理一般事業及び社会体育施設事業におきまして、それぞれ財源更正を行うものであります。

70款諸支出金につきましては、収支の調整によりまして、財政調整基金積立金2,573万3,000円を追加するものであります。

以上が、令和3年度幸田町一般会計補正予算（第6号）の説明であります。

次に、第32号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正予算書の19ページをお開きください。

また、議案関係資料は、11ページ及び18ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,226万4,00

0円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億1,217万3,000円とするものであります。

第2条 繰越明許費につきましては、22ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費のとおり、町道芦谷1号線用地先行取得事業につきまして、共同事業者である愛知県に対して支出します、地権者への物件移転等補償費に係る負担金2,000万円を限度額として、繰越明許をお願いするものであります。町道芦谷1号線用地先行取得事業につきましては、県道芦谷蒲郡線と接する部分の用地取得に関する物件移転等の補償事業を愛知県と共同して進めてまいりましたが、当該事業用地に立地する建物の撤去に時間を要しており、年度内の事業完了が見込めなくなりましたことによるものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書26ページを御覧いただきたいと思えます。

10款財産収入につきまして、先行取得した土地について一般会計における買戻しの予算措置をとることに伴いまして、土地売払収入5,226万4,000円を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は28ページを御覧いただきたいと思えます。

15款諸支出金、15項土地開発基金操出金につきましては、歳入において追加しました土地売払収入の一部を、土地開発基金に繰り出すため、土地開発基金操出金5,082万円を追加するものであります。また、20項一般会計操出金につきましては、同様に、歳入において追加しました土地売払収入の一部を一般会計に繰り出すため、一般会計操出金144万4,000円を追加するものであります。

以上が、令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第4号）の説明でございます。

以上、令和4年第1回幸田町議会定例会に本日追加で提案をいたしました単行議案の3件、補正予算の2件、計5件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため、休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

まず初めに、第28号議案の質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第29号議案の質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第30号議案の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番(丸山千代子君) 今回の職員給与の期末手当について、減額する改正でありますけれども、この対象となる職員の人数は何人かということではありますが、お答えいただきたいと思います。

○議長(足立初雄君) 総務部長。

○総務部長(志賀光浩君) 正規職員が358人、再任用職員が11人、任期付職員が1人、それからフルタイム会計年度任用職員が118人という状況でございます。

○議長(足立初雄君) 8番、丸山君。

○8番(丸山千代子君) 正規で言えば358人の職員が影響を受けるわけでありまして、ちょっと全体の合計が足してないから分かりませんが、しかしながら今回の期末手当の改正は、今までに行っていた分と、それを6月にまた調整をする、そして新たにまた期末手当の減額をするということでもありますけれども、これについてももう少し具体的に説明がいただきたいというふうに思います。

○議長(足立初雄君) 総務部長。

○総務部長(志賀光浩君) まずは正職員等につきまして、今年の6月の期末手当以降の支給率を127.5分の15月とさせていただくという、人勤が行われた場合の例年どおりの改正というふうになるところでございます。そして、今回の6月に限っては、本来なら昨年12月期末手当のときに減額すべきであった部分を、特別調整額という形でそこに上乗せして差し引きをさせていただくというものでございます。

○議長(足立初雄君) 8番、丸山君。

○8番(丸山千代子君) 2回分にわたって減額をするという内容でありますので、今、コロナ禍の中におきまして、大変な職員への負担というものもかけられている中で、こうして2回分にわたる減額というのは、職員の働く士気にも大きく影響するのではなからうかというふうに思うわけでもありますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうかということと、それから、この職員の減額につきましては、ほかの民間企業の給与にも大きく影響をするわけでございます。逆に悪循環をもたらすものではないかというふうに思うわけでもありますけれども、その点についてはどのような見方をされるかお尋ねしたいと思います。

○議長(足立初雄君) 総務部長。

○総務部長(志賀光浩君) すみません、先ほどの私の答弁にちょっと私の勘違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

まずは、今度の6月以降の期末手当の通常の人勸に伴う改正につきましては、改正前が1.275月であったものが1.2月に改めさせていただくということで、本来これをお答えすべきところを間違ってお答えをさせていただきましたので、訂正させていただきます。そして、先ほど私が申し上げましたのが、それが特例措置、この6月に限って差し引きさせていただく分の積算でございましたので、訂正をさせていただきます。

それから、今のお尋ねでございます。このコロナ禍における時期にいかがなものかという御指摘でございます。議員の御心配のとおり、今の時期に公務員の期末手当を下げるということが、マイナス面での影響が全くないとは言えないと思います。そういうこともあって、国自体も昨年末12月期末手当での執行を見送ったという経緯もございます。しかしながら、国におきましても12月における補正等々でコロナ対策を強化した上で、今回、人勸の勧告は客観的な民間との格差によるものでありまして、官民格差の是正上、適応せざるを得ないということで今回やらさせていただくというものでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 民間との格差ということでございますけれども、しかしながら、民間が上がったときに、じゃあ、公務員の給与が即引き上げられるかということ、そうでもないわけでありまして。そういう観点からしますと、この民間の格差、これは全ての民間との格差をやったわけではありませんので、そうした点で言うと不十分な内容も大きく含まれているのではなかろうかと私は思うわけでありまして。今回、トヨタの春闘等におきましては、満額回答というようなことで、業績も大変いいわけでございます。そういう点から考えれば、今回まだまだコロナの影響というのが大きく進む中で、12月には見送った、ですから、今回もやはりまだまだ落ち着くまでは見送るべきではないかというふうに思うわけでありましてけれども、その点についてはどう考えられますか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 期末手当をもらうものの立場としては、非常にありがたいお言葉をいただいたというふうには思います。ただ、人勸自体が、まず1点、議員がおっしゃるとおり、全てを反映しているわけではない、企業規模50人以上かつ事業所規模が50人以上の全国の約5万4,200の民間事業所から無作為抽出によって抽出した1万1,800の事業所45万人分について計算をしているということでございます。全部が全部ということではございません。また、この時期にいかがかということにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、確かに昨年末の適用は国は見送ったわけでございます。しかし、その後、国の補正予算でいろいろな事業等々を予算化した上での今回の適用ということですので、それは国に倣って、全国足並みをそろえてやっていかざるを得ないというところかと思っております。

○議長（足立初雄君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 大変申し訳ありませんでした。5秒ぐらい時間を戻させていただきました。

この補正予算の中にコミュニティ推進費があります。これについて1点お尋ねをいたします。

これは逆川地区の集会施設ということで、当初予算の説明資料も逆川集会施設整備事業ということで説明がされております。それが今回交付金を頂いて造るということで、繰越明許からいろいろ行われているわけですが、まず1点お伺いいたしますけれども、この交付金の申請日はいつで、決定はいつ通知があったのかお答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 本交付金につきましては、国における令和3年度補正予算が昨年末12月20日に成立し、その情報はいただいておりますので、その少し前から県には相談をもちかけてはおりますが、年明け早々に施設整備計画というものをまず提出をいたしまして、県・国等との調整を行いました。そして、その計画の採択の内示がありましたのが、ちょうど予算特別委員会の1日目、3月9日でございます。そして、この3月9日の内示を受けまして、その翌日に正式に交付申請を行っております。そして、それに対する交付決定でございますが、現時点ではまだ来ておらず、3月25日に交付決定が来るものというふうに見込んでおります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 年明けから協議を進めてこられたということであるわけでありまして、ということは、予算のこの審議に当たっては、この集会施設プラスワンを、先ほどの説明では防災の関係を付加をしたよという説明があったわけでありまして、なぜこの交付金を申請をしておられる形での提案がされなかったのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） なぜ、3月補正、当初から載せていないのかというお尋ねでございますが、これにつきましては単純に交付金がもらえるという見込み自体が立ってなかったということのためでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） これは当然交付金を受けられるということになりますと、KPI指標を立てられていると思われまして。議案説明会の資料では、地域の定期的な各種会議が60回、防災に関する会議等が年5回と、この2つが記入をされているわけですが、これが変わっているのか変わっていないのか、新たに余分なのが加わっているのか、それについてお答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議案説明会におきます数値目標につきましては、今、伊澤議員から御指摘をいただきましたとおり、地域の定期的な各種会議等で年60回、防災に関する会議・研修というので年5回という計画で数値目標として位置づけをさせていただいております。今回、交付金の採択を受けるに当たりまして、議員がおっしゃいましたように、KPIとは、その事業におきます重要業績評価指標ということでございます。

けれども、それを設定をしております。このK P Iとは、事業の目標を達成するための取組の進捗状況を測定するための指標でありまして、今回、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業において定めたK P Iは、次の3点でございます。

1点目は、施設利用者数を毎年50人ずつ増やしていくということ。2点目が、交流の機会となるイベント等を年24回開催する。この24回というのは、実際に事業計画を作るときに、月2回掛ける12カ月というぐらいの24回ということでございます。3点目が、自治会への加入世帯数を5世帯ずつ増やすということ。この3点でございます。

これにおきまして、利用者数それから加入世帯数については、ある意味成り行きに任せるところがございます。当初の議案説明会でお示しをさせていただいた数値目標との違いという点におきましては、数値目標では逆川が独自の地域活動以外で使うということについては、防災に関する会議・研修を年5回と言っていたものが、それを含めて逆川地域に限らず、イベント等を年24回開催するという形でのK P Iを位置づけをさせていただいているというのが違いといえれば違いであるかと思えます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 利用者を毎年50人ずつ増やしていくということでありまして。この件について、これはそんなに難しいことはないかなとも思うわけでありましてけれども、自治会への加入を5世帯ずつ増やしていくというのは、相当な目標ですよ。市街化調整区域、それから宅地になる土地が非常に限られたようなところで。これは達成可能なのでしょうか。交付金をもらうために、どうしてもこういうのがなきゃいかんということで無理やり作った数字なのかどうか、そこら辺についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） この成果目標に対する実績、達成度を毎年報告することにはなりませんけれども、その達成度が低いからといって交付金の返還を求められるものではないが、今後、地域創生の会議で検証していくことは求められるということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） それと、この4年度予算にはなかったものとして、四百何万とかそんな説明があったと思うわけでありまして、これ以外に財源が大きく変わっておりませんよ。この国の交付金だけではなくて、地方債が8,850万円組まれております。これは、なぜ4年度の当初には地方債が充てられていないのに、今回は地方債を充てられたのか、そのことについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、起債の考え方を御説明させていただきたいと思えます。

地方債は、対象事業を限定して発行が認められている財源でございます。資本形成の役割を果たすもので、後年度にわたって住民負担の均衡を図るためのものを中心に、災害復旧や各種公共施設の建設事業に発行が認められているというものでございます。

今、伊澤議員が御指摘のとおり、令和4年度当初予算におきましては、名称は逆川集会施設整備事業でございますが、その事業におきましては町債を充てず、全額町費で

う普通建設の単独事業として予算計上をしております。この場合の起債の事業メニューは一般単独事業に区分されて、充当率は75%で、交付税の参入はないというものになります。その試算は、全体事業費2億2,680万円で、そのうち起債対象事業費は本体分のみでありまして、約1億5,000万円の90%、それに充当率75%を掛けまして1億120万円、残りの1億2,560万円が一般財源となるというものでございます。つまり、1億120万円の起債ができたことにはなります。当初予算では町単独事業であり、プライマリーバランスなどを考慮し、起債せずに基金の取崩しで対応予定としながらも、何とか国の補助金がもらえないかなということでそのメニューを探っていたということがございます。今回、地方創生拠点整備交付金の内示がございまして、この最終日に追加補正をお願いしている中で、町債、幸田南部まちづくり交流拠点施設整備事業債として8,850万円を計上させていただいております。今回の起債の事業メニューは補正予算債ということで、原則として充当率は対象事業費の100%まで、そして元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額として交付税額に算入される事業ということでございます。地方創生拠点整備交付金事業として事業採択されたことにより、9,077万9,000円の国庫補助金、そして8,850万円の町債、残り一般財源5,192万1,000円という財源内訳となったところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） そういたしますと、交付税算定上は基準財政需要額に元利償還金は算入をされると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回の起債につきましてはそういうことになるかと思えます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今までは集会施設ということで説明を受けてきましたので、集会施設のルールに基づいて維持管理が行われていく、そういうことで思っていたわけでありましてけれども、今回交流施設に変わっていくと、こういうことになってきますと、維持管理方法はどうなっていくのか、それについてお答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回、交付金を頂いたことによりまして、議員がおっしゃっており、当初は位置づけのなかった交流施設ということになるわけでございますけれども、実際に利用の多くが逆川の集会施設、避難所であることには変わりがないということでございますので、現在既存の逆川農村センター同様に、基本的には逆川区に管理を委託していくというふうに考えております。ただし、交流施設という位置づけを持ったことによって、町だとか諸団体が交流拠点として利用する場合が新たに生じることとなります。その利用のルールあるいは費用負担等については、今後、詳細を詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ちょっとそこら辺のところがよく分らんわけでありまして、基本的にはランニングコストは集会所のルールに基づいて、22万円だか26万円だか知りませんが、それを管理委託料として地元を支払いますよと。それで一切合切賄

っていただくのが原則で、ただ、それに対して町がお願いをする、防災拠点としての何がしかのイベントだとか何かがある。そのときには別に町が負担をするとか、そういう考えがあると、こういうことなのでしょう。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 基本的な考え方としては、今既存の農村センターのように地元オンリーで使っている施設については、町から管理をお願いしております管理委託料に基づいて一切合切ランニングコストをお願いしますという形でやっております。今回も基本的には、施設規模からいきますと26万になるかと思えますけれども、基本的にはその26万でお願いしますということになります。その考え方は変わっておりません。ただし、逆川とは関係のない利用が、当初の想定よりも増えてくると思います。それに対しまして、まだ逆川と実際にお話をさせていただいていないものですから、確定的なことは申せませんが、逆川からしてみれば、逆川とは縁もゆかりもない人たちが利用するに当たって、何でそこに係る光熱水費だとか、費用を逆川の委託料の中で面倒見ないかなのかなという疑問を持たれるのかなということは察するところでございます。そこら辺のことにつきまして、今後、詰めさせていただきたいということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 本当はもっとこういう議論を早い時期にさせていただきたかった。前の集会施設のままでしたら、26万円で一切合切済んでおりましたよと、こういう説明だと思うんですね。それならこの規模の小さな地域では、大きな地区と比べて多少の手厚さがあっても、それはやむを得ないと私は思っていたわけでありまして、ただ、それに対してちょっと性格が変わってきてますよね。地域の方が使われない部分について町が見ますよというのは、それは幾らを見ていくのか、そういうことが丸っきり分からないわけでありまして、そこら辺の説明がなぜもっと早くそういう可能性があるよと言っただけでなかったのか。それが非常に残念な気がいたします。そういうのが分からないままで、この予算に賛成してくれよと言われても、ちょっと難しい気がするんですね。今までだったらランニングコストは26万円なんだよということで、私は今までのままなら、これについては賛成しようかなと思っていたんですけど、幾らかかるのか分からない、そういう点が非常に残念な気がするわけでありまして。ただ、今回のこの件に関して、基本的に地元が欲しいものを作るなら、26万円でも、本当に町内で一番小さな地区の方々でも26万円でやっていきますよと、管理をしていきますよという事例があるわけでありまして、こことは別にやはり地元が使われないように使わせる、荻の空き家なんかは改めてそういうような観点で見直すことも可能なんじゃないですかね。担当が違ふと言われるかもしれないですけど、そこら辺はぜひこれからもうちょっと早く説明していただかないと、議案の質疑は一体何だったのかなという気がしちゃいます。くれぐれも議会に対して説明責任を果たされるように努めていただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 理事者側から提案させていただいた今回の議案について、よくその内容を説明した上でないと賛否の判断がつかないという御指摘でございます。もっ

と早く出してくれればいいのにというごもっともな御指摘をいただきました。これは当然通常の議会の流れの中で、議案については質疑のやりとりの中で御質問をいただいて、こちらからも答弁をさせていただくというのが本来あるべき姿ということは重々承知をしておりますし、今後もそうあるべきだというふうには思っております。ただし、今回につきましては、本当に私どももこの交付金がつくのかつかないのか分からん中での国との調整でございました。結果的についたものですから、この最終日、3月、令和3年度補正で繰り越さなければならないという時間的な都合もあったもので、今回、最終日に突っ込ませていただいたんですけれども、これは当初相談をもちかけた段階ではちょっと難しいよというようなこともございましたので、可能性が定かでない事業について早くからお示しをして、期待倒れになってもいけないということもございました。基本的に御指摘をいただくように、今後いろいろな事業を提案させていただくことになるかと思っておりますけれども、タイムリーに情報を提供して、十分御審議いただいた上で採決をいただくという姿勢は今後持ってまいりたいと思っております。

それから、1点、実際の利用に当たって、逆川以外の利用、いろいろなイベント等をやっていくことになるかと思っておりますけれども、逆川以外の利用について全部町がもつというふうに今決定しているわけではございません。その利用団体に御負担をいただくようなこともあるかもしれませんので、そこら辺のところを含めてよく検討を、本来ならもっと早くしてあるべきかと思っておりますけれども、詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が歳入で上げられております。歳出の中では、戸籍住民基本台帳の中で転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修業務委託料でございますが、これはマイナンバーによって転出・転入をオンラインでできるよという、一つ行政の効率化に係る問題かというふうに思うのですが、この点について、これはなぜ急にこの補正で出てきたのか、これについてお尋ねしたいと思っております。そして、また、これは幸田町だけでなく、ほかのところでも全国一斉にこのように補正が組まれたのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） こちらのほうは、当初は令和4年度で国のほうが予算がつくというような形で事を聞いてまして、本来ならば令和4年度当初予算で計上しようというふうに進めておりました。それが急に令和3年度の補正予算で国のほうがつけてきましたので、今回このような形で最終日に令和3年度の予算ということで繰り越しをして、令和4年度にシステムのほうの改修をするということで急遽なりました。ということで、お願いをしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） そうしますと、これは令和4年度の当初予算にも計上されている内容だということなんですか。ということであるならば、令和3年度にも例がございま

したけれども、当初予算で計上していたものが急遽国の補正によって3月補正で上がってきたと。それで、間に合わないとして繰越明許し、なおかつ、今度は当初予算で上げられていたものですから、今度はその分を減額補正をします。こういう手続でやっていくということの内容として理解してもよろしいかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） すみません、説明がちょっと端折って説明してしまいました、すみません。当初、令和4年度当初予算で計上することで考えていたんですけれども、国のほうの補正がつくということで、当初予算ではなくて令和3年度から繰り越しをするという形で、令和4年度の当初では計上はしておりません。その後、具体的な金額、最初の国のほうの補正がついたときには、まだ詳細な内容が分かっていませんでしたので、金額のほうの見込みのほうはまだできておりませんでして、こちらのほうの金額が456万5,000円ということで、施設改修費が、そのように見積りのほうが出てきましたので、本日計上させていただいたという経緯であります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 当初予算で行政手続のオンライン化事業というのが組まれておりますよね。それで、今回はマイナンバーによって転入・転出をオンラインで行えるようにする、その整備費用だということでございますけれども、そうしますと、これはマイナンバーの利用促進ということと同時に、マイナンバーの取得率を高める、その一つの施策というふうに考えてもよろしいかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） こちらのほうはマイナンバーカードを使って、いわゆるマイナポータルですね、そちらのほうを経由して転入の予約と転出届、こちらを同時にオンラインでやっていくというものであります。これによって、直接窓口に行って転出届を出さなくても転出のほうができるということになりますので、そういった住民の利便性の向上というのが主眼であろうかと思えます。確かにマイナンバーカードの普及促進にもつながるものでありますけれども、主眼としましては転入・転出の手続の簡素化といえますか、ワンストップ化というのが主眼でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 利便性の向上ということで、マイナンバーカードによるオンライン手続ということで理解をしたものでございます。

次に、先ほどの逆川の集会施設につきましてお尋ねしたいと思います。

今回、逆川の集会施設につきましては、当初予算議案説明会資料を見ますと、一般財源で全て行うということでございました。ところが、今回は国の補助金を受けたがために町債を組むと、後年度負担が発生をするというような取組になるわけでございますが、これにつきまして国の補助金を受けたがために、この使用がさらにいろいろと制限をされてくるといいますか、自由にできない部分というか、そういう縛りもかけられる部分があるような感じを受けるわけでございますが、その点について先ほどから説明されましたように、あれもやらなくちゃいけない、これもやらなくちゃいけないとか、また毎年報告義務があるよとか、そういうような国の縛りというのがあるんじゃないかなとい

うふうに思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、利用に当たっての制限がかかるんじゃないかということにつきましては、もともと当初の地元逆川で御利用いただくという想定でおりましたことについては何の影響も受けないということで、逆川にある意味優先で使っていただくということにおいては変わりなはいと思います。それプラス、当初見込んでいなかったイベント等をやるということで、それは確かに新たな業務負担等々が増えるということになることは間違いはないかと思えます。今回この交付金をもらうことによって、新たな足かせ等々を御心配いただいているかと思えます。国との調整の過程の中で、もともと主たる設置目的でありました防災啓発拠点を前面に押し出した事業計画で臨んでいたわけですけれども、先ほど伊澤議員の質問でもちょっと触れたんですけれども、そういうことでは地方創生事業としての採択は難しいというような話もございました。そこで、そうですか残念ですということで引き下がれば、私どももいろいろな当初想定していなかった仕事もやらんでもいいわけですけれども、そのほうが私どもも楽であったということは間違いございません。しかしながら、所管の総務課のほうでも、当初想定していた事業費の倍以上に膨らんでしまった事業費への一般財源の投入を少しでも抑えたいと、そうすればその分をほかの事業に回してもらえるとこの思いで、頑張っって国との調整をし、夜遅くまでかけて事業計画を練り直して、調整を進めてまいりました。また、地方創生交付金、町において過去3事業で採択をされております。議会に対しましても、それをよしとされる方からすれば、9,000万円からの特定財源が目の前にぶら下がっているのになぜ取りにいかない、もともとこの事業目的にも付随している事業を、もう一手間二手間かけて実施するぐらいのことはやるべきだというような御指摘をいただいた場合には申し開きができないというような思いもございました。最近、何かと職員が疲弊をしているというような御指摘をいただく中で、またこの財政が厳しい中、よく取ってきた、ようやくとお言葉をいただければ職員の励みにもなって、明日からまたもっとな頑張れるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 幸田町のように、不交付団体であるわけでございますので、不交付団体であるならば、もう少し国の補助金をいろいろ調べて努力すべきではないかというようなことも度々申してまいりました。それについては否定するものではないし、確かによくやられたなと思うところもあるわけでございますが、しかしながら、やはりこうした国の補助金というのは大きな縛りもあるわけでございます。幸田町が過去に進めてきた今回の逆川の農村センター、これも本来は集会施設でありながら、補助金を取って、その使用目的に応じたものもやってきたわけでありまして、また同時に、横落にあります児童館、これも集会施設として整備をしてきたというものもあります。幸田町全体にそういうような老人憩の家とか、農村センターとか、いろいろと補助金を活用しながら進めてきた事業というのがあるわけでございますが、そうした縛りがやっぱり大きな足かせ手かせに今現在なってきた部分というのものもあるわけですね。ですから、そういうものを、じゃあ、とにかく9,000万円がぶら下がってるからこれを取りにいけよ

と、確かに言われるかもしれませんがけれども、しかしながら、それが特定財源を使うことによって、足かせ手かせが出てくれば、やっぱりそれに伴っての事業が追加をされてくる、また負担となってくるということもあるんじゃないかなというふうに思うわけがあります。その辺のところをやっぱりよく見極めながら、事業費をさらに拡大させない、その取組も必要ではなかったのかなというふうに私は思います。

それと、防災施設としても行うわけでございますので、その点で、当初予算の説明では太陽光発電も導入をするよと言われたわけでございますが、国がやっぱり太陽光発電の補助事業も大いに促進をしております。これはゼロカーボン、これに伴うものでありますので、そうした点についてのこの辺にも目を向けるべきではなかったのかなというふうに思うんですけれども、やはり国の補助金だから何でもかんでも取ってくればいいという問題じゃないんじゃないかなというふうに私は思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、事業を計画するに当たって、事業費の精査をするべきだということにつきましては、おっしゃるとおりであるかと思えます。私どもとしては精査してきたつもりではございますけれども、再三御指摘をいただいておりますように、実施計画に位置づけた金額、事業費からする倍以上大きく膨らんでいるということは間違いございません。それにつきましては、余分なものがついているということは思っておらんわけですけれども、今後の業務を推進するに当たっての教訓とさせていただきますと思います。

それから、国の補助金をもらって、それに伴って足かせ手かせがつくという場合は、一考を要すると御指摘をいただきました。おっしゃるとおりでございます。今回この交付金を取りに行く国との調整の中でも、その国が、もともと町としてはこういうことを考えていますよというようなことが要ると、この交付金を取るためには、もともと国の指針としてはこういうことを目的とした交付金だからというアドバイスをいただきます。そういうやりとりの中で、こういうことをやったらどうだ、ああいうことをやったらどうだというお知恵もいただけるわけですけれども、その交付金を取りに行くがために新たに加える事業が、今回やろうとすることからかけ離れたような事業を付け加えてやるということまではするつもりは初めからございませんでした。今回調整の中で、一番は防災という目的でございましたけれども、それに付随して地域の集会施設でございますので、地域のコミュニティですとか、それから交流ということは、遠からずその施設の目標としてはあるということで十分泳げる範囲、泳げるというか、施設のもともと私どもがやりたかったことの範囲で収まる追加目標であるという判断の上で、今回取りにいったということでございます。

それから、太陽光発電の御指摘をいただきました。太陽光発電につきましては、議員がおっしゃるとおり、ゼロカーボンということもございまして。それから、有力な補助事業の一つということで、当然私どもも検討をしております。この太陽光発電に関する補助金としては、環境省が所管をしております二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金というのが、2分の1補助というのがございます。そこまで分かっております。そ

れで、これは補助金の交付決定後の発注じゃないと駄目だよということなものですから、これについてもまだ望みを捨てていないという部分がございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回の逆川の集会施設が幸田南部まちづくり交流拠点として整備をされるということでございますが、昨年12月20日のちょっと前から県に相談をしていたということならば、そうした内容のものを、やはり逆川の議案説明会の中でも少しでもその辺の情報というのは説明すべき点ではなかったかと私は思います。そうすれば、一々ここまで質問も出ないわけですし、それが本当にそういうことであるならば、またその中で審議もできるわけでありますので、結果はいつも形となって出てくる、こういうのではやはり議会軽視と言わざるを得ないものではないかと私は思います。そうした点で、やはり、もう少し早めに、これがどう転ぶか分からない点でも、町がどのように考えて動いているということの動きは議会に相談も協議もかけていただきたいというふうに思うわけであります。

以上です。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 事の経緯、思惑がどうあるにしろ、少なくとも隠していたという意図的なものはございません。今、議員におっしゃっていただいたように、どう転ぶか分からないという中で出すことがいかなものかというところで引っかかりがございました。今、そういう御提案もいただいたものですから、そういうことも踏まえて、今後の議会对応の参考にさせていただきたい、そういうふうに心がけさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第32号議案の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案5件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

8番、丸山君。

〔8番 丸山千代子君 登壇〕

○8番（丸山千代子君） 第30号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町一般職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をしてみたいです。

2年を超えるコロナ禍の中、地方公務員の長時間労働が深刻であります。幸田町においても過労死ラインと言われる月80時間、さらに100時間を超える時間外労働、残業が常態化しております。日本自治体労働組合総連合が公表した第5波での地方公務員の働き方の調査では、保健所やワクチン担当部署で平均時間外労働時間が100時間に達していた職場さえあると告発をしております。人事院勧告による国家公務員の期末手当の支給割合が引き下げられることに準じての幸田町職員の期末手当の引下げは、暮らしと経済に大きな影響を及ぼすとともに、幅広い労働者の賃金にも影響を与えるものであります。新型コロナウイルス禍で、現役世代の賃金も低下しています。民間企業の給与が下げられたら公務員の給与も下げるのでは、経済の悪循環をもたらすものであると指摘できるものであります。今回の影響見込額は、令和3年6月と12月の調整額2,192万円の減額を含め、4,364万円の減額となる令和4年度の期末手当の支給割合の改正について反対するものであります。

〔8番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第28号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第28号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第29号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第29号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第30号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第30号議案は、原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第6号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第31号議案は、原案どおり可決することに決しました。

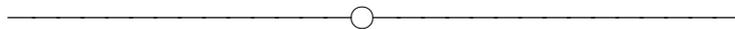
次に、第32号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第4号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第32号議案は、原案どおり可決することに決しました。



日程第7

○議長（足立初雄君） 日程第7、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について終了するまで継続し、これを行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長申出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和4年2月24日招集された第1回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 1時59分

○議長(足立初雄君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 令和4年第1回の幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る2月24日から本日まで、27日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議いただき、本日追加提案させていただきました議案も含め、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に活かしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、7名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

特に令和4年度の当初予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き3回目のワクチン接種などを進め、町民の皆様方の命と暮らしを守るため、ダイナミックな社会の変化に対してもスピード感をもって応え、笑顔あふれる未来をつかみ取ることを目指した予算編成をいたしました。ウィズコロナ、アフターコロナという新しい社会、生活様式に向けた行財政運営に努め、「明日のために、次世代のために、今すべきことを」幸田の未来の幸せ志向プランとして発動し、事業展開をしてまいります。

ここで、御報告を申し上げたいと思います。

1点目は、小野教育長の退職の件であります。後ほど、御本人より退任の御挨拶があるかと思いますが、小野教育長は昭和52年に教員となられ、以来36年6カ月、その職責を果たされました。的確な判断力と統率力、教育に対する情熱と知識が評価され、平成25年10月5日、教育長に選任され、以来、今日までの3期8年6カ月の間、本町教育の発展のために尽くされました。特に学校教育面では、その展開の指針を示し、生まれる前から高校生に至るまでの子どもたちの心身の健全な成長を目指して、幸田町幼保小中高連携教育推進協議会を発足させ、連携と系統性を図られました。また、教育相談室や適応指導教室と学校との連携を進めるとともに、国の施策であるGIGAスクール構想の実現に向け、ICTを基盤とした先端技術等の教育現場での効果的活用を進

められ、子どもたちのために豊かな心と確かな学力の育成に御尽力されました。本町教育の発展のみならず、愛知県町村教育長協議会会長や全国町村教育長会理事なども歴任され、幸田町を代表して国や県の教育の進展にも貢献されました。また、生涯学習、スポーツ、文化の振興・発展にも寄与され、特に深溝松平家墓所の国の史跡指定に際しては、とても熱心に取り組んでいただきました。ここに改めてお礼を申し上げますとともに、今後はくれぐれも健康に御留意をいただきお過ごしになられますように、そして、また引き続き町政に携わる私どもに対しまして御指導、御助言をいただければ大変ありがたいと思っております。本当にありがとうございました。

2点目は、人事異動についてでございます。

今年度末に6名の職員が退職する予定でございます。これまでそれぞれの立場で御尽力いただきましたことに、改めて謝意を表したいと存じます。この退職者の内訳といたしましては、部長級が1名、課長補佐級が1名、主任主査1名、同じく主任主査級であります保育園の園長補佐が1名、そして保育士2名であります。

まずは長きにわたり勤務いただいた議会事務局長の山本富雄君であります。幸田町行政の発展のために、行政実務の要として力を発揮していただきました。また、建設部次長として愛知県から派遣されておりました横山渡君につきましても、2年間の派遣期間が終了し、愛知県へ戻ることとなるところでございます。私といたしましても、心からその功績に謝意を表したいと存じます。

山本議会事務局長につきましては、昭和59年に本町の職員として採用され、38年の長きにわたり勤務をされました。平成23年には総務部財政課長、平成27年には総務部長、平成31年には議会事務局長となり、議会事務局では円滑な議会運営のために尽力をしていただきました。

また、建設部の横山次長でございます。菱池遊水地事業において、約23ヘクタールの用地買収を完結されるとともに事業調整を図り、令和8年度の完成に向け、地盤改良、堤防築造工事に着手をすることができました。さらに、藤田医科大学岡崎医療センターへの救急搬送等、重要なアクセス道路である都市計画道路野場福岡線については、地元関係者の調整に尽力をいただきまして、幸田町地内の整備は来年度で完了のめどが立ったところでございます。日頃より、技術的な根拠・考察を明確に示していただいたことで、町職員の技術力の向上に大いに寄与していただいたと感じております。このたび2年間という任期を終え、愛知県へ戻られることになるわけでございます。

惜別の念は残るわけですが、改めてこれまでの長きにわたる努力に謝意を表するとともに、健康に留意され、これからも現役職員に対する指導、助言と併せまして、引き続き町政を見守ってほしいと願っているところでございます。

次に、新年度、令和4年4月1日付の人事異動でございます。

例年ですと、議会閉会日に内示を出させていただいておりますが、明後日の3月24日に提示をさせていただきます。人事異動に当たっての基本的な考え方でございますが、第6次総合計画の将来像として掲げられた「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向け、本町を取り巻く社会情勢・財政状況を踏まえ、当初予算方針に掲げております、1 新型コロナウイルス感染症予防対策の充実、2 快適な暮らしを支える基盤整備、3 防

災・減災の地域づくり、4 次世代型行政サービスの実践、5 地域共生社会の実現に向けた福祉支援事業の充実、6 経済の新たな成長と活性化、7 新たな財源獲得の追求の7つの項目を重点事業として推し進めるべく人事異動を行うものでございます。特に短期決戦となるかに思われていた新型コロナウイルス感染症との戦いは、ここにきて長期決戦の様相を呈しており、さらに腰を据えて対策に当たるべく、健康福祉部健康課を増員することにより体制を強化し、町民へのワクチン接種を初め、ウィズコロナ対策・アフターコロナ対策を強力に推進し、新たな日常の実現を図ってまいります。また、幸田町の将来の発展を見据え、新たに内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、愛知県総務局総務部情報政策課内のあいち電子自治体推進協議会、愛知県総務局総務部法規文書課、西三河農林水産事務所建設課、愛知県消防学校及び幸田町商工会への職員派遣を行うとともに、引き続き全国市町村国際文化研究所、後期高齢者医療広域連合、愛知県市町村振興協会研修センター、愛知県企業庁、愛知県経済産業局産業部産業振興課への職員派遣をすることにより、それぞれの機関との連携強化を図り、職員一人一人の技術・技能又は知識向上を図ってまいります。私を含め、職員一人一人がこれまで以上に知恵と工夫を凝らし、常に住民目線の行政運営を心がけ、おもてなしの心を持った住民の皆様のご信頼に応えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

3点目でございます。令和4年3月16日の夜、23時36分でございます。東北地方を襲った強い地震についてでございます。

福島県沖を震源とするマグニチュード7.4、宮城県、福島県では震度6強を観測する地震が発生し、地震による被害や影響が徐々に明らかになっています。21日の消防庁災害対策本部の報告では、3人の死者を含む233人の人的被害や、234棟の住家被害が報告されています。また、内閣府国土交通省の報告では、停電や断水、鉄道等による交通に影響が出ており、甚大な被害をもたらせております。本町におきましては震度1であり、被害報告を受けておりませんが、本町との災害時相互派遣応援協定の締結自治体である岩手県住田町と平泉町については、震度5弱を観測しており、被害状況を確認したところ、現時点では被害報告はなく、ライフラインも正常に機能しているとのことでございます。今後、余震等が続くおそれも心配されます。被害状況や要請に応じ、協定に基づく支援、対応が図られるよう注視していくものであります。南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中、本町としましても引き続き防災・減災対策に努めてまいります。

4点目でございます。三河湾こうた自由凧揚げについてでございます。

3月8日、日曜日であります、蒲郡市のラグーナビーチにおきまして、三河湾こうたの自由凧揚げが開催されました。たこには工夫を凝らした図柄が描かれておきまして、大だこ、中だこ、小だこなど、120人の方が参加されました。当日は、風の具合により思うようにたこは揚がりませんが、落とされても壊されても、修復しながら果敢に再チャレンジする姿が見られ、揚げられるたこも見受けられました。こうした伝統行事につきましては、町としても何とか継続、開催できるようにしていきたいと思っております。

最後に、5点目であります。新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

政府は、18都道府県に適用中のまん延防止等重点措置については、昨日の21日をもって全面解除をいたしました。病床使用率は依然高いものの、全国的に感染状況が改善していることからの措置であります。愛知県におきましても、新規陽性者数は減少傾向となり、病床使用率が減少するなど、医療提供体制への負荷が低下する見込みであります。しかしながら、今後、春休みや年度末に向けて、人の移動が活発になる季節を迎えることなどから、引き続き県独自の厳重警戒の下での基本的な感染防止対策の徹底が呼びかけられております。

本町におきましては、新規陽性者数は先月との比較では減少はしてきておりますけれども、連日の感染者が確認されておまして、3月中の感染者は昨日までの21日間で240人となっております。今後におきましても新たな変異株の発生も考えられることから、第7波に備える必要があります。当面の対策といたしましては、これまでどおり基本的な感染防止対策の徹底とワクチン接種の促進と考えておりますが、当面の対応については、本日夕刻、対策本部会議を開催し、協議決定してまいります。

3回目のワクチン接種の件でございます。昨日21日現在、全町民の30.6%、1万3,061人の方が完了されております。5歳から11歳までの約3,500人を対象としたお子様への接種につきましても、先日の土曜日・日曜日から消防署で開始しております。2日間で148人が第1回目の接種を完了しております。今のところ、接種後の重篤な副反応等は報告されておられません。なお、先日、国・県から12歳から17歳までの方への3回目接種の方針等が示されておまして、この対応につきましても岡崎市・岡崎医師会と連携し、準備を進めてまいります。

議員の皆様方におかれましては、これまでと同様、基本的な感染防止対策の徹底をしていただき、御自愛いただきますようお願いを申し上げます。

最後に、コロナ対策のみならず、くれぐれも健康には御留意いただき、新年度をお迎えいただくとともに、さらに町政に対しましても変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願いをいたしまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

長い間ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、この3月末日に退職されます小野教育長、山本議会事務局長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

それでは、小野教育長お願いします。

〔教育長 小野伸之君 登壇〕

○教育長（小野伸之君） 私の自己都合による任期途中の退職について、このようなお時間を頂きましてありがとうございます。また、先ほどは町長からは過分なる御紹介をいただきまして、ありがとうございます。

私は、8年半務めてまいりました。その間にこの議場に何度も足を運び、幸田町の今後を一生懸命考える場面に遭遇しました。教員をずっとやっておりましたが、私が最後にこういうところで、こんな厳粛な場面に立ち会えるということは考えてもおりませんでした。ここに呼ばれたことはとてもうれしいことであるし、感謝しております。ただ、十分な力がなくて申し訳なかったと反省することばかりであります。

8年半でしたが、私は、この職に私のような者が長く居座ることはよくないと常々思っておりまして。身を引くときを図ってはおりまして。このように社会が激しく変化するときでありますので、いつの時期を捉えてもよいというときにはないと思っておりますが、若い方に任せていくのが一番ベストだと思っており、名残惜しい気持ちもありますが、身を引かせていただくことにしました。

先ほど承認されました池田新教育長に対しましても、皆様の御指導や御支援をいただきますようによろしく申し上げます。私も、この間、皆様からいろいろなことを学ばさせていただきました。きつい質疑もあり、それに一生懸命答弁させていただく中で学ぶことがたくさんありました。それにも感謝したいと思います。

ここに参りまして、いろいろなことを学んだわけですが、これからは家のことを一生懸命やって、幸田町のためになることがあれば頑張りたいと思っております。

議員の皆様、それからここにいる理事者の皆様の御多幸とますますの御活躍を祈念しまして、私の退任の御挨拶とさせていただきます。皆様にお世話になりました。ありがとうございました。

〔教育長 小野伸之 降壇〕

○議長（足立初雄君） 次に、山本議会事務局長をお願いします。

〔議会事務局長 山本富雄君 降壇〕

○議会事務局長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

まずは、定年退職という私事に対しまして、このような議場での挨拶の機会をいただき、また、先ほどは町長から過分なお言葉をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

私は、昭和59年4月1日付で幸田町役場の職員として採用され、38年間大変お世話になりました。採用され僅か1カ月で5月病になり、もっとやりがいのある仕事がしたいと偉そうに辞表を書こうかと悩みました。そんな私でございますが、幸いにもいい上司といい部下に恵まれ、また仕事に携わった周りの人たちに助けていただき、何とか38年間公務員として全うできたと思っております。本当に感謝の2文字に尽きるところでございます。

振り返りますと、ごみの分別収集モデル事業を手探りで始めたことや、岡崎額田地区広域事務組合に派遣されたことなど大変なこともたくさんありましたが、いろいろな仕事をする中で自分にできることは何があるのか、せっかくだから何か改善してやろうの精神で仕事にやりがいを見つけ、楽しく過ごすことができ、幸せであったと思っております。特に後半は財政部門を任され、平成20年のリーマンショックでは、自分が幸田町を守るんだとの思いで、予算の削減のため何度も何度も予算を組み直したことは思い出されます。また、総務部長を拝命していた平成27年には、国の不交付団体いじめに対して、ふるさと納税をスタートさせ財源を確保できたことなど、少しは幸田町のために働けたのではないかと自負をしております。

そして、最後の3年間、議会事務局にお世話になり、幸田町議会議員の皆さんと御一緒に仕事をさせていただいたことは、私にとっていい経験でもあり、私の財産でもあり

ます。特にこの2年間は、コロナ感染による議会運営を大変心配し、その都度いろいろな対策に御協力をいただき、感染者を1人も出さず、全て計画どおり議事が執り行えましたことに感謝申し上げます。議会改革が道半ばの退職となりまして申し訳ございませんが、議員の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。これからも幸田町民のため、理事者と議会が協力し、様々な事業をさらに素晴らしいものにし、よりよい幸田町にしていっていただくことを願っております。

最後になりますが、議員の皆様のますますの御活躍と御健勝を祈念申し上げまして、私からのお礼の御挨拶とさせていただきます。どうも長い間お世話になりました。ありがとうございました。

〔議会事務局長 山本富雄君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 退職されます各位におかれましては、長年にわたり町行政に御尽力いただき、誠にありがとうございました。

今後は、お体に気をつけてお過ごしください。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

お席にお戻りください。

議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますよう、お願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和4年3月22日

議 長

議 員

議 員